

特定非営利活動法人の設立及び管理運営の手引き

N o n

P r o f i t

O r g a n i z a t i o n

— 2025. 6 —

茨 城 県

法	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
法令	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
法規	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
法附則	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）附則
NPO 法人	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
認定 NPO 法人	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定 NPO 法人	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定 NPO 法人等	・ ・ ・ ・ ・	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	・ ・ ・ ・ ・	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所に所在する都道府県 の知事（その事務所が一指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活 動法人にあつては、当該指定都市の長）
条例	・ ・ ・ ・ ・	茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年茨城県条例第 35 号）
県規則	・ ・ ・ ・ ・	茨城県特定非営利活動促進法施行規則（平成 10 年茨城県規則第 58 号）
措法	・ ・ ・ ・ ・	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	・ ・ ・ ・ ・	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	・ ・ ・ ・ ・	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
法人法	・ ・ ・ ・ ・	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
法人令	・ ・ ・ ・ ・	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
法人規	・ ・ ・ ・ ・	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所法	・ ・ ・ ・ ・	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所令	・ ・ ・ ・ ・	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所規	・ ・ ・ ・ ・	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
相規	・ ・ ・ ・ ・	相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
組登令	・ ・ ・ ・ ・	組合等登記令（昭和 39 年 3 月 23 日政令第 29 号）
行手法	・ ・ ・ ・ ・	行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/undo/npo-top.html>

目 次

第1章 法律の概要	1
1 法律の目的等	2
(1) 法律の目的	2
(2) NPO 法人になるための基準	2
2 NPO 法人設立の手続	2
3 NPO 法人の管理・運営	3
4 NPO 法人格取得後の義務	4
(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出	4
(2) 納税	5
5 認定 NPO 法人制度の概要	5
(1) 認定 NPO 法人とは	5
(2) 特例認定 NPO 法人とは	5
(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット	5
(4) 認定の基準	6
(5) 欠格事由	7
(6) 認定等の有効期間等	7
第2章 特定非営利活動法人の設立について	9
1 設立の認証のための申請手続	10
(1) 認証の申請	10
(2) 認証又は不認証の決定	10
(3) 法人成立後の届出	10
2 認証の基準	11
＜様式等＞	14

第3章 法人の管理・運営について.....47

1 NPO 法人の報告義務.....	48
(1) 事業年度終了後の報告	48
(2) 役員変更等の届出	49
(3) 定款の変更	51
2 NPO 法人の情報公開.....	55
3 NPO 法人に対する監督等.....	56
(1) 報告及び検査	56
(2) 改善命令	56
(3) 設立の認証の取消	56
(4) 罰則	56
＜様式等＞	58

第4章 法人の解散について.....97

1 NPO 法人の解散・清算.....	98
(1) NPO 法人の解散.....	98
(2) 清算の結了手続	98
＜様式等＞	100

Q&A

特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き Q&A	105
---------------------------------	-----

資料等

特定非営利活動促進法.....	134
組合等登記令.....	182
茨城県特定非営利活動促進法施行条例	190
茨城県特定非営利活動促進法施行規則.....	197
茨城県における特定非営利活動促進法の運用方針について	229

第 1 章 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 法律の目的

特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）は、特定非営利活動（法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいいます。以下同じ。）を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています（法1）。

(2) NPO 法人になるための基準

この法律に基づいて、NPO 法人になれる団体は、次のような基準に適合することが必要です（法2②、法12①）。

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること（法2②）
- イ 営利を目的としないものであること（利益を社員で分配しないこと）（法2②一）
- ウ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと（法2②一イ）
- エ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること（法2②一ロ）
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと（法2②二イ・ロ）
- カ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと（法2②二ハ）
- キ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと（法12①三）
- ク 10人以上の社員を有するものであること（法12①四）

2 NPO 法人設立の手續

NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から2週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります（法10②）。

所轄庁は、縦覧期間を経過した日から2カ月以内（所轄庁の条例で2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います（法12②）。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります（法13①）。

（注1） 申請書に添付する書類は①～⑩となります。なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。（②については、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑥ 上記1の(2)のオ・カ・キに該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（当分の間、収支予算書による提出も可。以下同じ。）

（注2） NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長）となります（法9）。

3 NPO 法人の管理・運営

NPO 法人は、法の定めにしたがって適切な管理・運営を行わなければなりません。NPO 法人の管理・運営を行うにあたっては、特に次の点にはご留意ください。

① 役員

NPO 法人には、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければなりません。理事は法人を代表^{（注1）}し、その過半数^{（注2）}をもって業務を決定します。役員の変更等があった場合は、所轄庁に届け出ることが必要となります。なお、役員は暴力団の構成員等ではないなどの欠格事由のほか、親族の数、報酬を受ける者の数等に制限が設けられています（法2②一口、15～24）。

（注1） 定款をもって、その代表権を制限することができます。

（注2） 定款において特別の定めを置くことができます。

② 総会

NPO 法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません（法14の2）。

③ その他の事業

NPO 法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができます。その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません。また、その他の事業に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません（法5）。

④ 事業報告書等

毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録などを作成し、すべての事務所に備え置くとともに、所轄庁に提出することが必要です。法人の会計については、正規の簿記の原則に従って会計簿を記帳するなど、法第27条に定められた原則に従い会計処理を行わなければなりません（法27～29）。

⑤ 定款変更

定款を変更するためには、総会の議決を経た上で、下記①～⑩に関する事項について変更を行う場合には、所轄庁の認証が必要です（法25③④）。

下記①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要です。なお、この場合にも、定款変更後に所轄庁に届け出ることが必要となります（法25⑥）。

（注） 定款の変更にあたり所轄庁の認証が必要となるのは、以下の①～⑩に関する事項となります。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除きます。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に係る事項

⑥ 合併、解散

NPO 法人は、総会での議決・所轄庁の認証等の一定の手続を経て、別の NPO 法人との合併又は解散を行うことができます。

NPO 法では、解散の公告は、官報で行うことと規定されています。公告の方法や掲載料金については、官報販売所にお問い合わせください。

また、NPO 法人が解散する場合、残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、その定めがない場合は、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には、国庫に帰属することとなります（法 31～39）。

（注） 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、①～⑥に掲げる者のうちから選定されなければなりません（法 11③）。

- ① 他の特定非営利活動法人
- ② 国又は地方公共団体
- ③ 公益社団法人、公益財団法人
- ④ 学校法人
- ⑤ 社会福祉法人
- ⑥ 更生保護法人

⑦ 監督等

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO 法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります（法 41～43、77～81）。

4 NPO 法人格取得後の義務

法人格取得後は、法及びその他の法令並びに定款の定めにしたがって活動しなければなりません。特に次の点にはご留意ください。

(1) 事業報告書等の情報公開と所轄庁への提出

法人は、毎事業年度初めの 3 カ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成しなければなりません。また、これらの書類は、役員名簿及び定款等と併せてすべての事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、一般公開されることとなります（法 28～30）。

（注） 閲覧される書類は①～⑨となります。

- ① 事業報告書
- ② 貸借対照表（事務所への備置き及び所轄庁への提出に加えて、公告も必要となります。）
- ③ 活動計算書
- ④ 財産目録
- ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ⑥ 社員のうち 10 人以上の者の名簿
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 定款
- ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させることとなります（法 30 条）

(2) 納税

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。ここでは、一部例を挙げて説明しますが、詳細については、お近くの税務署、都道府県税事務所等にご相談ください。

国税である法人税については、法人税法に規定された「収益事業」（その性質上その事業に附随して行われる行為を含みます。）から生じる所得に対して課税されることとなります。

地方税（法人住民税（法人税割）及び事業税）も、収益事業から生じた所得に対して課税されます。また、法人住民税（均等割）は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

（注1） 法人税法上の収益事業は、物品販売業等の下記に掲げられる事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます（法人法2十三、法人令5①）。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

（注2） 特定非営利活動に係る事業であっても、上記（注1）に掲げる事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されます。

5 認定 NPO 法人制度の概要

認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上設けられた措置であり、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定 NPO 法人とは

認定 NPO 法人とは、NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものとして、所轄庁の認定を受けた NPO 法人をいいます（法2③、44①）。

(2) 特例認定 NPO 法人とは

特例認定 NPO 法人とは、NPO 法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けた NPO 法人をいいます（法2④、58①）。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定 NPO 法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定 NPO 法人」という名称に改められました。

(3) 認定 NPO 法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三四、314の7①三四）。

ロ 個人が現物資産を寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法 40）。

ハ 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法 66 の 11 の 2 ②）。

ニ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（特例認定 NPO 法人は適用されません。）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法 70⑩）。

② 認定 NPO 法人のみなし寄附金制度

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定 NPO 法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2 ①）。

(4) 認定の基準

認定 NPO 法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法 45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定 NPO 法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定 NPO 法人は①を除きます。）、欠格事由（法 47）に該当する NPO 法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません(法 47)。

① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ NPO 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団又はその構成員等

② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人

③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人

⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から 3 年を経過しない法人

⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して 5 年となります(法 51①)。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して 3 年となります(法 60)。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定 NPO 法人として特定非営利活動を行おうとする認定 NPO 法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります(特例認定の有効期間の更新はありません。)(法 51②、61 一)。

第 2 章 特定非営利活動法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、所轄庁の条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

（注） 申請書及び添付書類の標準的な様式例は、14 頁以降をご覧ください。

ロ NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法 10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」といいます。）を、申請書を受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表することとなります（法 10②）。

（注） なお、法の特例として、国家戦略特別区域会議が、特定非営利活動法人設立促進事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合、上記の公衆の縦覧に供する期間は 2 週間とされていましたが（旧国家戦略特別区域法 24 の 3）、今回の法改正によって、全ての NPO 法人の縦覧期間が 2 週間となりました。

ハ 所轄庁は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、縦覧事項の公表を行います（法 10③）。

ニ 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から 1 週間に満たない場合に限ります。）（法 10④）。

（注） 軽微なものの例としては、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものなどが挙げられます。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間の 2 週間経過後、2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します。（法 12②③）。

(3) 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法 13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から 2 週間以内に行う必要があります（組登令 2①）。

NPO 法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び NPO 法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 13②）。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から 6 カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法 13③）。

2 認証の基準

所轄庁は、NPO 法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法 12①）。

- ① 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係る NPO 法人が特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること（法 2②関連）
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員の総数の 3 分の 1 以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- ③ 当該申請に係る NPO 法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係る NPO 法人が 10 人以上の社員を有するものであること
（注 1） 特定非営利活動とは、以下の①～⑳に掲げる活動であって（法別表）、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです（法 2①）。
 - ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - ② 社会教育の推進を図る活動
 - ③ まちづくりの推進を図る活動
 - ④ 観光の振興を図る活動
 - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - ⑦ 環境の保全を図る活動
 - ⑧ 災害救援活動
 - ⑨ 地域安全活動
 - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - ⑪ 国際協力の活動
 - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
 - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
 - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
 - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
 - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

⑱ 消費者の保護を図る活動

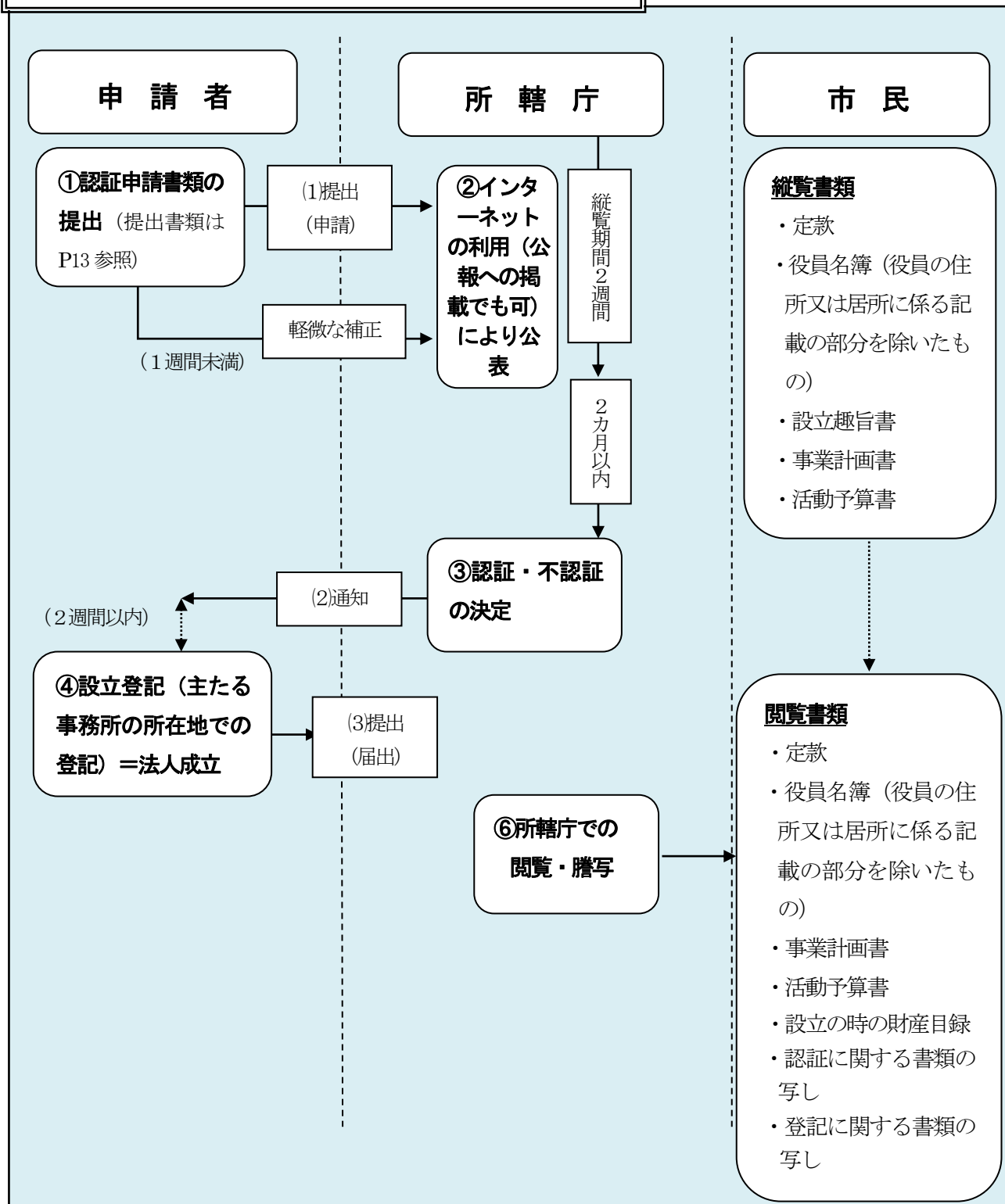
⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(注2) 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。

(注3) 19 分野に準ずる活動として、都道府県知事又は政令指定都市の条例で定められた活動が該当しますが、現在、茨城県では条例で定める活動分野はありません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



○ 認証申請から設立登記の届出までの提出書類一覧

(1) 認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
設立認証申請書	14	1
定款	16	2
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	29	2
就任承諾及び誓約書の謄本	30	1
役員の住所又は居所を証する書面 (市町村から交付された住民票等)	—	1
社員のうち 10 人以上の者の名簿	31	1
確認書	32	1
設立趣旨書	33	2
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	34	1
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	36～39	2
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	40～43	2

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類 (軽微なものに限ります)

・ 補正書 (44 ページ参照)

(2) 法人成立後の届出書類一覧

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
設立登記完了届出書	45	1
登記事項証明書	—	原本 1 部 写し 1 部
設立の時の財産目録	46	2

年 月 日

茨城県知事 殿

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村あてに変更する。（2以上の市町村の区域に事務所を設置する場合を除く。）

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

定款の記載と完全に一致させる

- 1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中点「・」を用いることができる
なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない

- 2 代表者の氏名 △△△△

理事（理事長）の氏名を記載する
監事の氏名を記載してはならない

- 3 主たる事務所の所在地

町名及び番地まで記載する

- 4 その他の事務所の所在地

町名及び番地まで記載する
その他の事務所は、もれなく記載する

- 5 定款に記載された目的

.
.

定款の記載と完全に一致させる

(備考)

- 1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 2 申請書には次の書類を添付すること。
 - (1) 定款 2 部
 - (2) 役員に係る次の書類
 - ア 役員名簿 2 部
 - イ 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1 部
 - ウ 各役員の住所又は居所を証する書面 1 部
 - (3) 社員のうち 10 人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 1 部
 - (4) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
 - (5) 設立趣旨書 2 部
 - (6) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1 部
 - (7) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 2 部
 - (8) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 2 部

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人 ○○○○定款

第1章 総則

(名称) ※必要的記載事項 (法 11①二)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ○○○○という。

(事務所) ※必要的記載事項 (法 11①四)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県○○市○○町○○丁目○番○号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を○○県○○市○○町○○丁目○番○号、…に置く。

注1：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載します。

注2：住所の記載は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番を記載しないこともできます。ただし、その場合でも設立認証申請書には地番まで記載する必要があります。

第2章 目的及び事業

(目的) ※必要的記載事項 (法 11①一)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

(特定非営利活動の種類) ※必要的記載事項 (法 11①三)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)
- (3) . . .

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載します（複数の種類の選択も可能）。

(事業) ※必要的記載事項 (法 11①三及び十一)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ○○○○○事業
- ② ○○○○○事業

(2) その他の事業

① △△△△△事業

② △△△△△事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければなりません。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載します。この場合、第1項第2号及び第2項は必要ありません。

注3：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載します。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできません。

参考：法5①

第3章 会員

(種別) ※必要的記載事項 (法11①五)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

注1：ここでいう「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当します。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載します。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項です。

(入会) ※必要的記載事項 (法11①五)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできます（以下、第11条まで同じ）。正会員以外については任意的記載事項です。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができます。なお、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付してはならないこととなっています（法2②一イ）。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載の必要はありません。

(会員の資格の喪失)

※必要的記載事項 (法 11①五)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

注：第 4 号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く必要があります
(第 11 条参照)。

参考：法 2 ②一イ

(退会)

※必要的記載事項 (法 11①五)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

注：退会が任意であることを明確にするために規定するものです。任意に退会できない場合
などは法に抵触します。

(除名)

※必要的記載事項 (法 11①五)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決とすることもできます。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

※必要的記載事項 (法 11①六)

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○○人
- (2) 監事 ○○人

2 理事のうち、1 人を理事長、【 】人を副理事長とする。

注 1：第 1 項…理事の定数は 3 人以上、監事の定数は 1 人以上としなければなりません (法 15)。

注 2：「理事」及び「監事」を明確に区分します。なお、役員の定数は「○○人以上○○人以下」というように上限と下限を設けることもできます。

注 3：第 2 項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできます。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

注1：第1項…「理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する」とすることも考えられます。ただし、NPO 法人の運営・管理において理事が担う業務の重要性や社員に対する責任の重さを踏まえると、役員の選任・解任は、社員総会の場で、社員の総意によって行われる方が望ましいと言えます。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます（法21）。

参考：第4項…法19

（職務）

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載します。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する。」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をします（法16）。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載の必要はありません。

注4：監事は代表権を有しません。

参考：第5項…法18

（任期等）

第16条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

注1：第1項…役員任期は2年以内において定款で定める期間とします（法24①）。

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第14条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができます。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることか

ら、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要があります。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を延長することはできません。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

参考：法22

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

注：役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決とすることもできます。

ただし、NPO 法人の運営・管理において理事が担う業務の重要性や社員に対する責任の重さを踏まえると、役員の選任・解任は、社員総会の場で、社員の総意によって行われる方が望ましいと考えられます。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決とすることもできます。

参考：第1項…法2②一ロ

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会 ※必要的記載事項（法11①七）

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

参考：法14の2及び法14の3

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

注 1：法定の総会議決事項（(1)定款変更、(2)解散、(3)合併）については、理事会等に委任できません（法 25①、法 31①、法 34①）。

注 2：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項（法 14 の 5）。

注 3：(4)事業計画及び活動予算並びにその変更、(5)事業報告及び決算、(6)役員の選任又は解任、職務及び報酬は、社員が NPO 法人の業務に関して直接、参画できる機会である社員総会の議決事項とすることが望ましいと考えられます。

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

注 1：第 1 項…少なくとも年 1 回通常総会を開催する必要があります（法 14 の 2）。

注 2：第 2 項第 2 号…社員総数の 5 分の 1 以上を必要としますが、定款をもってこれを増減することは可能です（法 14 の 3②）。

参考：第 2 項第 1 号…法 14 の 3①

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

注 1：第 3 項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日の 5 日前までに行われなければなりません（法 14 の 4）。

注 2：第 3 項…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。また、招集通知の方法を電磁的方法のみと規定することは不適當です。

※「電磁的記録」及び「電磁的方法」とは

電磁的記録とは、「CD-R」や「フロッピーディスク」などの磁気媒体に記録したものをいいます（法施行規則第 2 条）。

「電磁的方法」とは、いわゆる「電子メール本体」、「電子メールに添付した添付ファイル」により提出する方法及び「CD-R」などの磁気媒体に記録したもので提出する方法をいいます。これらの方法により表決権を行使した場合、受け取る側が内容を紙媒体で打ち出すことが可能なものでなければなりません（法施行規則第 1 条の 2）。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上です（法 25②）。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

注：第 3 項…電磁的記録を加えない場合には、「又は電磁的記録」という表現を削除します。

また、意思表示の方法を電磁的記録のみと規定することは不適當です。

注：あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することにより議決することができます。次は、その場合の書き方の一例です。「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の○分の○以上（過半数以上）の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

参考：第 1 項…法 14 の 6

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

注：第 2 項…電磁的方法を加えない場合には、「若しくは電磁的方法」という表現を削除します。また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適當です。

参考：第 1 項及び第 2 項…法 14 の 7、第 4 項…法 14 の 8

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

注1：第1項第2号…電磁的方法を加えない場合には、「若しくは電磁的方法による」という表現を削除します。また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適當です。

注2：第3項…電磁的記録を加えない場合には、「又は電磁的記録」という表現を削除します。また、意思表示の方法を電磁的記録のみと規定することは不適當です。

第6章 理事会 ※必要的記載事項（法11①七）

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

注：総会の権能と整合性をとる必要があります（第23条参照）。

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

注：第3項…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。
また、招集の方法を電磁的方法のみと規定することは不適當です。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

注：あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することにより議決することができます。次は、その場合の書き方の一例です。「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の○分の○以上（過半数以上）の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

参考：第 2 項…法 17

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

注：第 2 項…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。
また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適當です。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

注：第 1 項第 2 号…電磁的方法を加えない場合には、「又は電磁的方法」という表現を削除します。また、表決の方法を電磁的方法のみと規定することは不適當です。

第 7 章 資産及び会計 ※必要的記載事項（法 11①八）

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、次のように記載してください。

「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。」

なお、特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条を記載しないことも選択できます。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決とすることもできます。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

注：「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいいます。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、次のように記載してください。

「この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。」

なお、特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、本条を記載しないことも選択できます。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

注：平成 15 年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されており（法 27 一）。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しません。第 45、46、47、50 条も同じ。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

※必要的記載事項 (法 11①十二、十三)

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

注 1 : 定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となります。

注 2 : 法 25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの) (第 2 条参照)、役員の定数に関する事項 (第 13 条参照)、資産に関する事項 (第 7 章参照)、会計に関する事項 (第 7 章参照)、事業年度 (第 49 条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項 (第 8 章参照)、公告の方法 (第 9 章参照) をいいます。

参考 : 法 25

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

(7) . . .

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となります（法31の2）。

参考：第1項…法31①、第1号…法31①一、第2号…法31①三、第3号…法31①四、第4号…法31①五、第5号…法31①六、第6号…法31①七、第7号以下…法31①二（定款で定めた解散事由の発生）、第3項…法31②

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければなりません（法11③）。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなります（法32②③）。

参考：法11③、法32

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要です（法第34条）。

第9章 公告の方法

（公告の方法） ※必要的記載事項（法11①十四）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】に掲載して行う。

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられます。

注2：法人は、前年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければなりません。貸借対照表の公告方法は以下の4つの方法から選んで定款で定める必要があります（法28の2）。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ ・内閣府NP0法人ポータルサイト（法人入力情報欄）
④主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

注3：官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要があります。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法31の12④）

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

注：附則は、法人として成立する時点（設立当初）で決まっていなければならない事項を定めたものです。従って、設立当初の規定は、削除又は変更する必要はありません。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

※必要的記載事項（法11②）

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				

注：役員名簿の記載内容と一致させる必要があります。

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

注：至年月日は、成立の日から2年を超えてはなりません。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたすことを防ぐことができます（第16条注2参照）。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|-----|------------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 〇〇〇円 |
| | 会費 | □□□円（1年間分） |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | △△△円 |
| | 会費 | ▽▽▽円（1年間分） |

注：正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載します。

役員名簿

理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	〇〇〇〇	・・・・・・・・	無
副理事長	□□□□	・・・・・・・・	無
理事	△△△△	・・・・・・・・	有
	⋮	⋮	⋮
監事	▽▽▽▽	・・・・・・・・	無
	⋮	⋮	⋮

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

役員ごとの謄本を提出する
原本は申請者が保管する

就任承諾及び誓約書

監事の場合は監事
と記載する

住所又は居所
氏名 〇〇〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）

- ・ 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- ・ 未成年の場合は、親権者などの同意書を添付すること。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- （役員総数5人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない
- （役員総数6人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

様式例・記載例（法第10条第1項第3号関係）

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇〇〇	・ ・ ・ ・ ・
△△△△	・ ・ ・ ・ ・
⋮	⋮

年 月 日 現在

（備考）

- 1 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- 2 10人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

総会の日や
申請の日

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、【 】年【 】月【 】日に開催された設立総会において確認しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

総会の日以降になる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名 〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

提出部数2部

（うち1部は原本を提出する）

設 立 趣 旨 書

〇〇年〇〇月〇〇日

総会に出すものなので、総会の日か それ以前の日になる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名 〇〇〇〇

1 趣 旨

- 会を立ち上げることになった社会的な要因や背景、解決すべき問題点
- 上記を受けて、会の設立や活動内容（どういった活動をしてきたか、今後はどういった活動をするつもりか）等
- なぜ特定非営利活動法人化が必要なのか、任意団体での活動の限界性や法人化の必要性等
- 上記から法人化によって、さらにどのような社会貢献ができるのか、法人化による発展の展望等

等

2 申請に至るまでの経過

法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯（活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容）等を記載

〇〇年〇〇月

任意団体としての活動

〇〇年〇〇月

特定非営利活動法人に向けての研究会開催

〇〇年〇〇月

特定非営利活動法人設立準備会開催

〇〇年〇〇月

設立総会開催

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 午前〇〇時から午後〇時〇〇分まで
- 2 場 所 茨城県〇〇市△△町××番××号 ××センター 第一会議室
- 3 出席者数 〇〇名
- 4 出席者全員の氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を明記する）
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

5 審議事項

- 第1号議案 議長の選任
- 第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立の意思決定について
- 第3号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款について
- 第4号議案 設立当初の役員の選任について
- 第5号議案 設立当初の資産について
- 第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について
- 第7号議案 設立当初の入会金及び会費について
- 第8号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認について
- 第9号議案 事務所の決定について
- 第10号議案 法人設立認証申請について

6 議事の経過の概要及び議決の結果

- 第1号議案 議長の選任
議長の選任について諮ったところ、満場一致をもって〇〇〇〇氏を選任した。
- 第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立の意思決定について
議長より設立趣旨書を配付し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人〇〇〇〇を設立したい旨を諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
- 第3号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款について
議長より定款案を配付し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。
- 第4号議案 設立当初の役員の選任について
議長より当法人の設立当初の役員の選任について諮り、審議の結果、理事に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、監事に〇〇〇〇氏とすることを、全員異議なく承認した。
また、理事のうち理事長に〇〇〇〇氏、副理事長に〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏とすることについても、全員異議なく承認した。
- 第5号議案 設立当初の資産について
議長より設立当初の財産目録案を配付し、満場異議なくこれを承認した。
- 第6号議案 設立初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について
議長より設立初年度及び翌年度の事業計画書案及び活動予算書案を配付し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。
- 第7号議案 設立当初の入会金及び会費について
議長より設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員

〇〇円、賛助会員〇〇円、年会費を正会員〇〇円、賛助会員〇〇円とすることで、
全員異議なく承認した。

第8号議案 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることの確認について

議長より特定非営利活動促進法第2条及び第12条を朗読の後、当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることにつき確認を求めたところ、満場一致でこれを確認した。

第9号議案 事務所の決定について

議長より当法人の事務所について、定款第〇条のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

※定款で、所在地の記載を最小行政区画（市町村）までとしている場合、第9号議案で、議長は事務所所在地を説明して議決を経る必要があり、議事録として次のように記載することが必要です。

第9号議案 事務所の決定について

議長より当法人の事務所について、下記のとおり決定したい旨説明し、その承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

主たる事務所 茨城県〇〇市〇△町〇丁目〇番〇号

従たる事務所 茨城県〇〇市△△町△丁目△番△号△△マンション〇〇号〇〇室

第10号議案 法人設立認証申請に関する事項

議長より法人設立認証を申請するため、下記事項について諮ったところ、審議の結果、全員異議なくこれを承認した。

- ① 設立代表者（申請者）は〇〇〇〇氏とする。
- ② 役員のうち報酬を受ける者はいない。
- ③ 設立当初の社員は社員名簿記載のとおりとする。
- ④ 申請書類の軽微な事項の修正については、設立代表者に一任する。

7 議事録署名人の選任に関する事項

議長より本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、本日出席者の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を選任することを全員異議なく承認した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次に署名押印します。

〇年〇月〇日

議長	〇	〇	〇	〇	印
議事録署名人	〇	〇	〇	〇	印
同	〇	〇	〇	〇	印

(備考)

- ・3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。
- ・所轄庁には謄本を提出する。原本は申請者が保管する。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年度」の期間と一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

実施する予定の事業は、(A)から (E)までの事項をもれなく記載する

活動予算書で事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①環境美化を目的として清掃を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A) 年2回(5月と10月に行う。) (B) 地域の通学路や駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅を利用する市民 (E) 不特定多数	500
②活動支援を目的として助言を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—
③自然環境の保護に関する講演会を開催する事業	・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A) 年1回(1月に開催する。) (B) □□市文化会館 (C) 8人	(D) 自然環境の保護に関心がある市民 (E) 50人	600

その他の事業を行う場合のみ記載する
特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、(A)から (C)までの事項をもれなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・ 会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年 1 回 (12 月) (B) ○○会館 (C) 20 人	100
② チャリティーコンサートの開催	・ 自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・ 本事業年度は、実施予定なし。	—

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

〇〇年度の事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

実施する予定の事業は、(A)から (E)までの事項をもれなく記載する

活動予算書で事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位:千円)
①環境美化を目的として清掃を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	(A) 年2回(5月と10月に行う。) (B) 地域の通学路や駅周辺 (C) 20人	(D) 通学路や駅を利用する市民 (E) 不特定多数	600
②活動支援を目的として助言を行う事業	・地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動の実施を検討している他の団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	(A) ホームページの開設後、随時実施する。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希望する団体 (E) 4団体	200
③自然環境の保護に関する講演会を開催する事業	・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A) 年2回(1月と7月に開催する。) (B) □□市文化会館 (C) 9人	(D) 自然環境の保護に関心がある市民 (E) 各回60人	1,300

その他の事業を行う場合のみ記載する
 特定非営利活動に係る事業の事業内容とその他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、(A)から (C)までの事項を漏れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年 1 回 (12 月) (B) ○○会館 (C) 20 人	100
② チャリティーコンサートの開催	・自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	(A) 年 1 回 (3 月) (B) ○○ホール (C) 15 人	600

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

定款に「その他の事業」が掲げられている場合の活動予算書は、42ページを参照してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP65の様式例を参照）。

次期事業年度の自至
年月日を記載

〇〇年度 活動予算書
××年×月×日から××年×月×日まで

定款に「その他の事業」が掲げられている
場合の活動予算書は、43ページを参照し
てください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	
経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	
.....		×××	
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

人件費とその
他経費に分け
た上で、支出
の形態別に内
訳を記載

人件費とその
他経費に分け
た上で、支出
の形態別に内
訳を記載

当初年度活動予算書
(前事業年度活動計算
書)の「次期繰越正味
財産額」と金額が一致
することを確認する

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から××年×月×日まで

定款に「その他の事業」が規定されている
場合の活動予算書

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
賛助会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経費区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載

その他の事業
で得た利益の
振替額

次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味
財産額」と金額が一致することを確認する

次期事業年度の自
年月日を記載

〇〇年度 活動予算書
××年×月×日から××年×月×日まで

定款に「その他の事業」が規定され
ている場合の活動予算書

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載

その他の事業
で得た利益の
振替額

当初年度活動予
算書（前事業年
度活動計算書）
の「次期繰越正
味財産額」と金
額が一致するこ
とを確認する

補 正 書

年 月 日

茨城県知事 殿

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する

住 所

（申請中の）法人の名称

申請者又は代表者氏名

電話番号

年 月 日に申請した（補正する書類の種類）について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後と申請段階の対照表は、以下のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 ○○○○…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

（備考）

- 「1 補正の内容」には、変更しようとする箇所について新旧対照表を記載すること。
- 次の書類において補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
 - 定款
 - 役員名簿
 - 設立趣旨書
 - 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

県規則様式第3号・記載例（法第13条第2項「設立登記完了に係る届出書」）

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する	設立登記完了届出書	届出書の提出年月日を記載する 年 月 日
特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する 住 所 名 称 代表者氏名 電話番号		

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

（備考）

設立の登記をしたことを証する登記事項証明書1部及びその写し1部並びに財産目録2部を添付すること。

様式例・記載例（法第14条関係）

設立の時の財産目録

××年×月×日現在

登記事項証明書に記載
してある法人設立の年
月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の
記載は不要

金銭評価ができない資産に
ついては「評価せず」とし
て記載できる

正味財産＝資産合計－負債合計

第 3 章 法人の管理・運営について

1 NPO 法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の報告

イ 所轄庁への提出

NPO 法人は、所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、前事業年度の事業報告書等（下表①～⑦の書類）を所轄庁に提出しなければなりません（法 29）。

なお、所轄庁は、上記事業報告書等について、NPO 法人から 3 年以上にわたって提出が行われないときは、NPO 法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

○ 毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に提出する書類

提出書類のリスト			参照 ページ	提出部 数（部）
①	事業報告書等提出書		58	1
②	事業報告書	事業 報告 書 等	59	2
③	活動計算書		61	2
④	貸借対照表		65	2
⑤	財産目録		69	2
⑥	年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員 についての報酬の有無を記載した名簿）		82	2
⑦	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		83	2

□ 貸借対照表の公告

NPO 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法 28 の 2）。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

（解説）

NPO 法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

- ① 官報に掲載する方法（法 28 の 2 ①一）
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法 28 の 2 ①二）

（注） ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法 28 の 2 ②）。また、一度掲載することで公告となります。
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。）（法 28 の 2 ①三）

（注 1） 内閣府令で定めるものとは、法規第 1 条の 2 第 1 号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。（法

規 3 の 2 ①)

(注 2) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。(法 28 の 2 ③)

(注 3) 公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります（法 28 の 2 ④）。

(注 4) 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法 28 の 2 ⑤）。

a 公告の中断が生ずることにつき NP0 法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は NP0 法人に正当な事由があること（法 28 の 2 ⑤一）

b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと（法 28 の 2 ⑤二）

c NP0 法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法 28 の 2 ⑤三）

④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法（法 28 の 2 ①四、法規 3 の 2 ②）

(注 1) 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています（法規 3 の 2 ②）。

(注 2) 公告期間は、「当該公告の開始後 1 年を経過する日までの間」となります（法規 3 の 2 ③）。

(2) 役員変更等の届出

NP0 法人は、役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合には、所轄庁に変更後の役員名簿を添えて、役員の変更等届出書を届け出なければなりません（法 23①）。任期満了と同時に再任された場合においても届出は必要です。

さらに、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除きます。）には、新たに就任した役員についての就任承諾書の謄本及び役員の住所又は居所を証する書面を所轄庁に提出する必要があります（法 23②）。

なお、代表権を有する者の氏名、住所及び資格に関する事項に変更が生じた時には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

(注)「役員の氏名又は住所若しくは居所の変更」には、以下の①～⑧が該当します。

- ① 新任
- ② 再任
- ③ 任期満了
- ④ 死亡
- ⑤ 辞任
- ⑥ 解任
- ⑦ 住所又は居所の異動
- ⑧ 改姓又は改名

《参考》 定款による代表権の定めについて

定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません（組登令 2、別表）。また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要はありません。

(注) 定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。

○ 役員変更等の届出書類

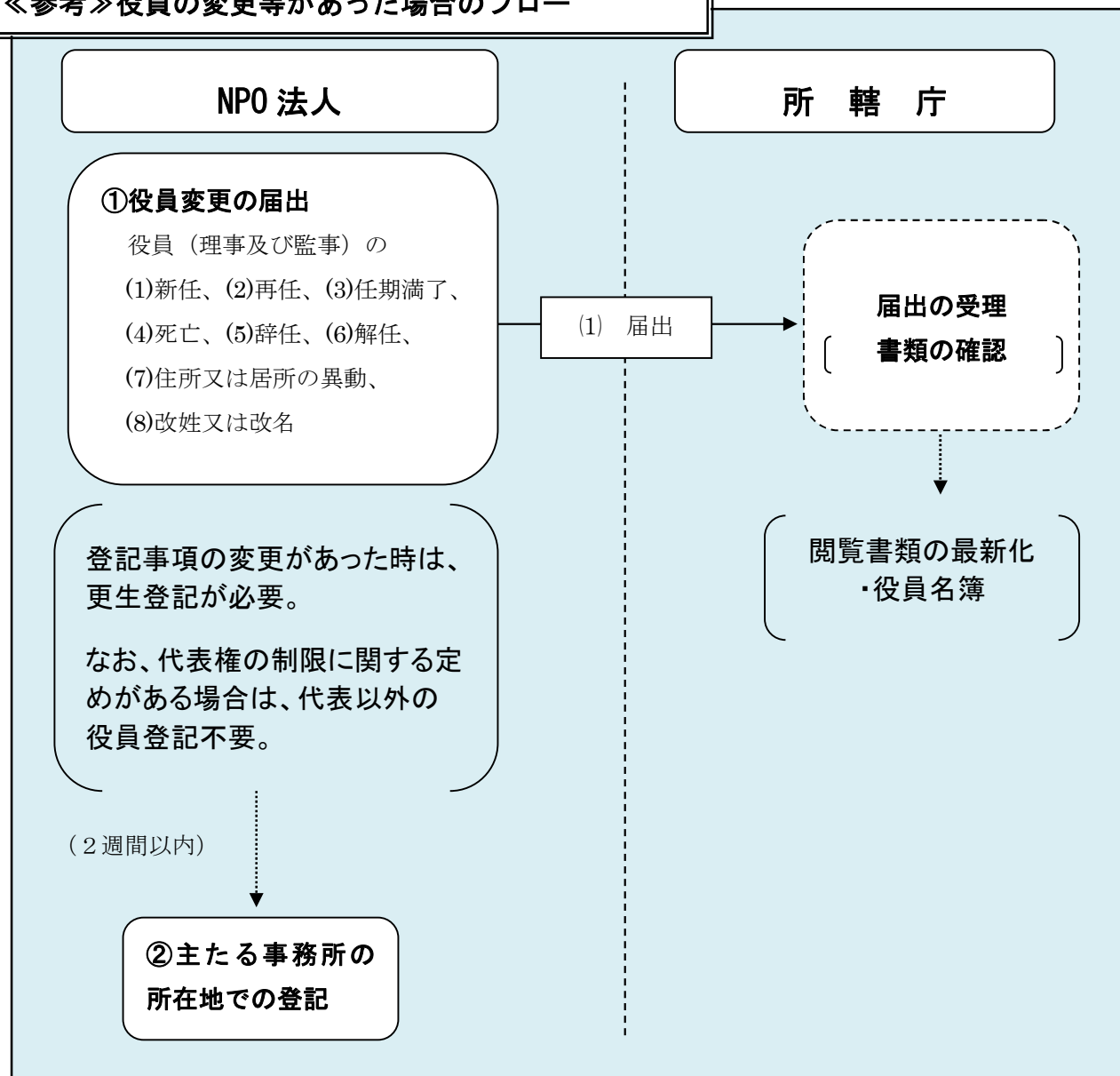
(1)役員変更があった場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
役員の変更等届出書	84、85	1
変更後の役員名簿	—	2

(2)上記のほか、役員が新たに就任した場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
就任承諾及び誓約書の謄本	86	1
役員の住所又は居所を証する書面（市町村から交付された住民票等）	—	1

《参考》役員の変更等があった場合のフロー



(3) 定款の変更

NP0 法人が定款を変更する際には、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければなりません（法 25①）。社員総会の議決は、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の多数をもってしなければなりません（定款に特別の定めがある場合には、この限りではありません。）（法 25②）。

なお、社員総会の議決にあたり、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったとみなされます（法 14 の 9 ①）。

イ 認証が必要な場合

NP0 法人は、次の①～⑩に掲げる事項に関する定款の変更を行う際には、所轄庁の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した書類を所轄庁に提出し、所轄庁の認証を受ける必要があります（法 25③④）。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限ります。）
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限ります。）
- ⑩ 定款の変更に関する事項

（注 1）当該定款の変更が、上記③及び⑧の事項に係る変更を含むものである時には、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付して所轄庁に提出する必要があります。

定款の変更にあたり所轄庁に対して提出された書類の一部は、受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供することとなります。所轄庁は、縦覧期間を経過した日から 2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行います（法 25⑤）。

認証後、NP0 法人は、目的等、登記事項に変更があった場合には、2 週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必要となります（組登令 3 ①）。

登記完了後、NP0 法人は、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法 25⑦）。

（注 1）所轄庁の変更を伴う定款の変更がある場合には、変更前の所轄庁（旧所轄庁）を経由して変更後の所轄庁（新所轄庁）に提出することとなります（法 26）。つまり、NP0 法人は変更前の所轄庁に当該書類を提出することとなります。

○ 定款変更時（認証申請が必要な場合）に提出する書類

(1) 定款変更認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
定款変更認証申請書	87～90	1
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	91、92	1
変更後の定款	—	2

(2) 法人の行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
定款変更認証申請書	87～90	1
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	91、92	1
変更後の定款	—	2
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	36～39	2
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	40～43	2

(注) 「定款の変更の日」とは、定款変更の認証が見込まれる日（申請から2カ月程度経過の日）

(3) 所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に提出する書類

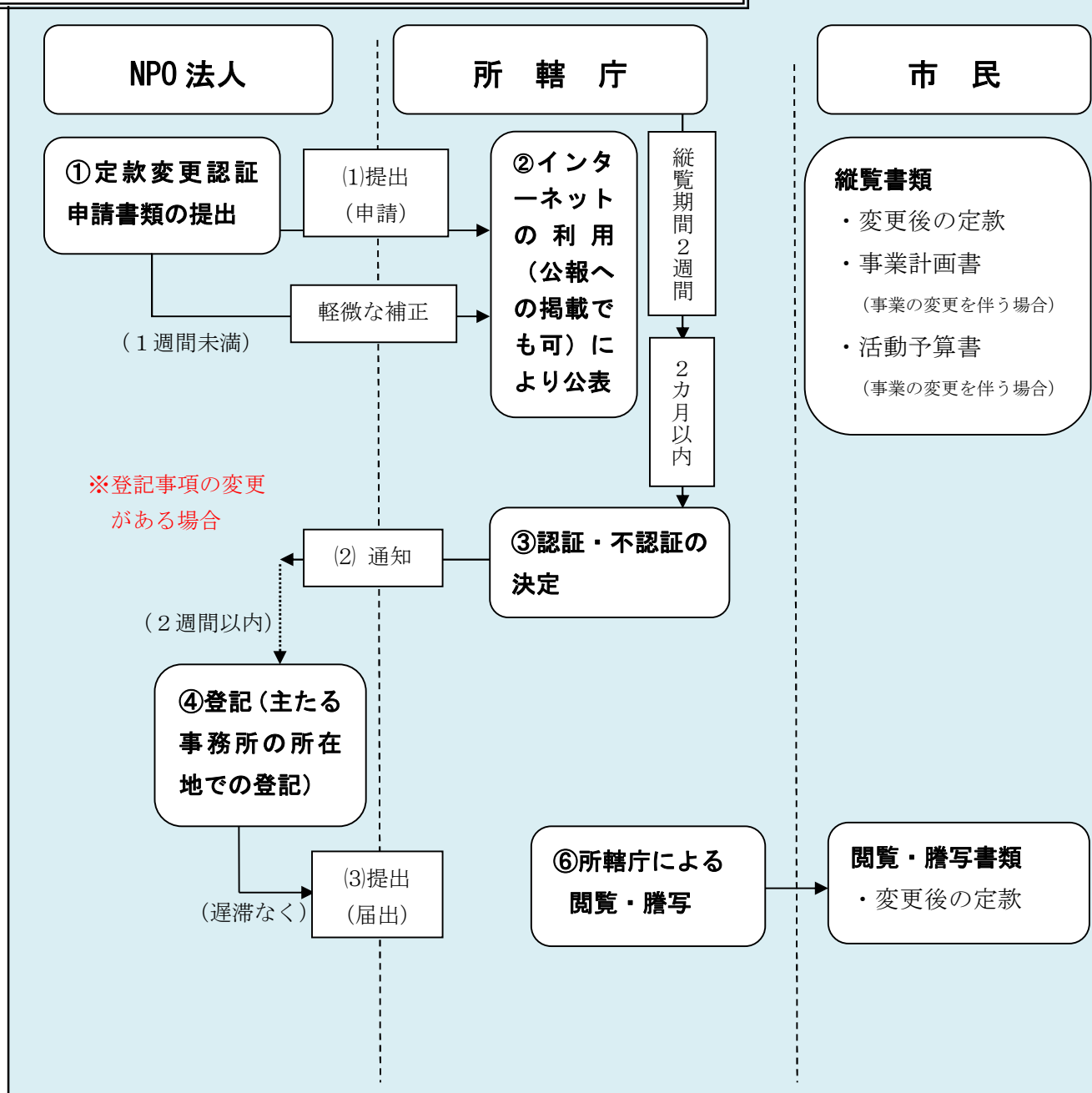
提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
定款変更認証申請書	87～90	1
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	91、92	1
変更後の定款	—	2
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	29	2
確認書	32	1
前事業年度の事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿 又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は） 設立の時の事業計画書、活動予算書、財産目録	59、60 61～64 65 69 82 83	各2部
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (※)	36～39	2
定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (※)	40～43	2

(※) 印の書類は、事業の変更を伴う場合にのみ必要となります。

○ 定款変更認証後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
定款の変更の登記完了提出書	93	1
登記事項証明書	—	原本 1 部 写し 1 部

《参考》定款の変更認証申請から登記完了の届出までのフロー



□ 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）

所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更や役員の定数の変更などの以下のフローの①(1)～(8)に掲げる事項のみに係る変更の場合には、所轄庁の認証は不要であり、所轄庁に対する届出のみが必要となります。この場合、条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 25⑥）。また、法人は、事務所の所在地の変更があった登記事項に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地での登記が必

要となります（組登令3①）。登記完了後、定款の変更の登記完了提出書を所轄庁に提出する必要があります（法25⑦）。

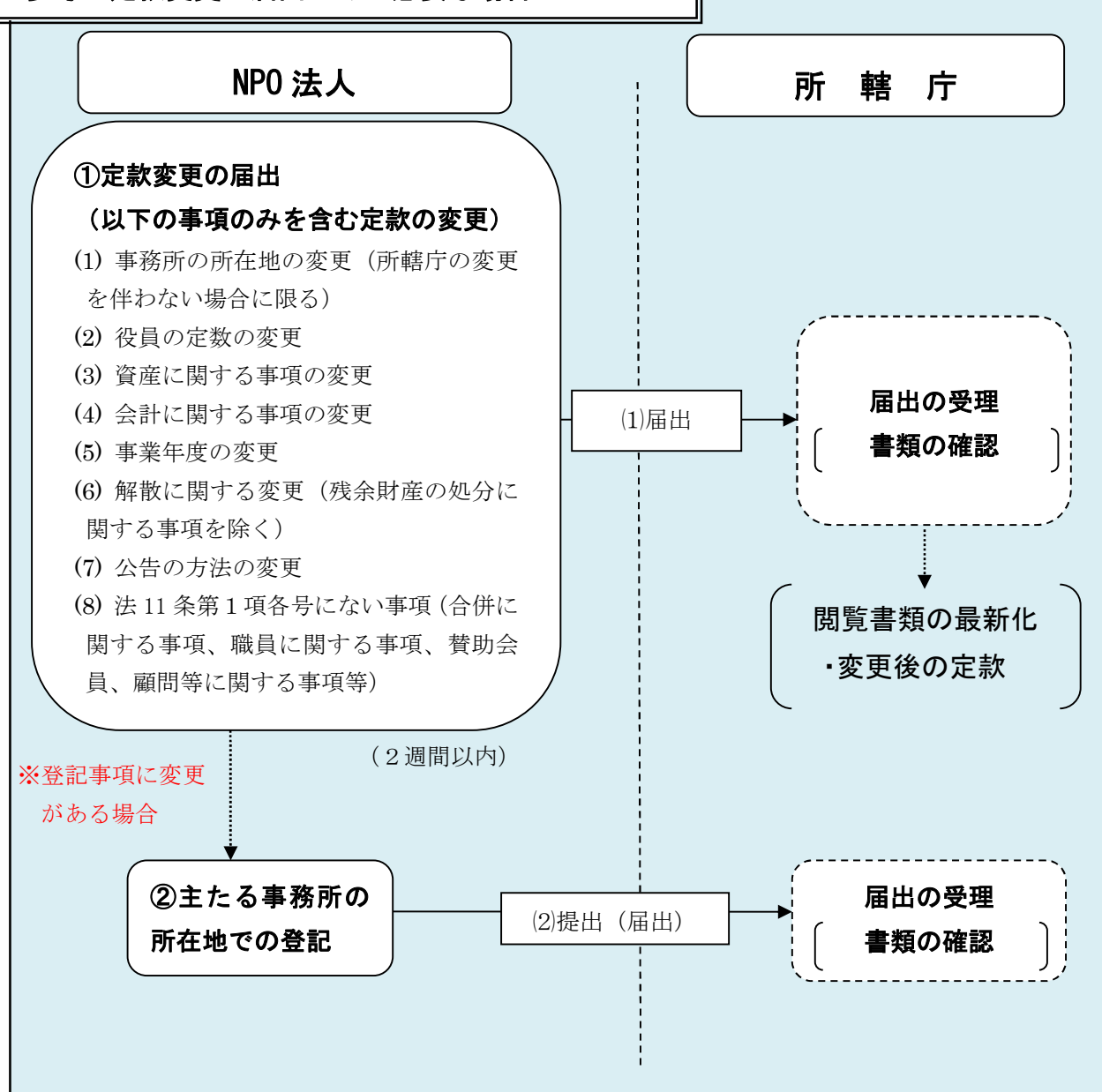
○ 定款変更時（届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合））に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
定款変更届出書	94	1
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	91、92	1
変更後の定款	—	2

○ 定款変更後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数 (部)
定款の変更の登記完了提出書	93	1
登記事項証明書	—	原本1部 写し1部

《参考》定款変更の届出のみが必要な場合のフロー



2 NPO 法人の情報公開

NPO 法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧することのできる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、そのNPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28①）。

また、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をそのNPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28②）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法 28③）。

一方、所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限り、役員名簿又は定款等については、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法 30）。

このほか、NPO 法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣府総理大臣と所轄庁に対して、NPO 法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民への迅速な情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されています（法 72）。また、所轄庁及びNPO 法人に対して、NPO 法人の活動状況等の情報を内閣府総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されています（法 72②）。

○ 閲覧することのできる書類

書 類 名		NPO 法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧又は謄写)	
事業報告書等	事業報告書	○	作成日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿(前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	○		○	
	社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○	
役員名簿 ^(注2)		○		○	
定 款 等 ^(注2)	定款	○		○	
	認証書の写し(認証に関する書類の写し) ^(注1)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

(注1) 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。

(注2) 所轄庁又はNPO 法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

3 NPO 法人に対する監督等

(1) 報告及び検査

イ 所轄庁は、NPO 法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができます（法 41①）。

ロ 立入検査の手続に関する義務は、次のように定められています。

- ① 所轄庁は、上記イの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています（法 41②）。
- ② 当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

(2) 改善命令

所轄庁は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

(3) 設立の認証の取消

イ 所轄庁は、NPO 法人が上記(2)の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が 3 年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 所轄庁は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記(2)の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手続公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ① 認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ② 所轄庁は、①の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

(4) 罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

次の①及び②に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます。

- ① 正当な理由がないのに、上記(2)改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78①一）

- ② 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記①の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79①）

ロ 20 万円以下の過料

以下の①～⑩のいずれかに該当する場合においては、NP0 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ② 法人の成立時の財産目録の作成、備置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ③ 所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ④ 事業報告書等（P48 参照）、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備置きの規定（法 28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ⑥ 理事又は清算人が破産手続開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3 ②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき（法 80 六）
- ⑦ NP0 法人が貸借対照表の公告（法 28 の 2）の規定に違反して若しくは清算人が法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ⑧ NP0 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ⑨ NP0 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の異議に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ⑩ 上記(1)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

ハ 10 万円以下の過料

NP0 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。

権限移譲市町村へ提出
する場合は、適宜当該市
町村長あてに変更する

茨城県知事 殿

茨城県知事宛てに提出するが、2以上の都
道府県の区域内に事務所を設置する認定
特定非営利活動法人（特例認定含む）は、
従たる事務所を設置している都道府県知
事宛にも提出する必要がある。

事業報告書等提出書

年 月 日

提出書の提出年月日を
記載する

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

初年度の事業年度始期は、登記簿謄本に記
載のある法人成立の年月日

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等につ
いて、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）
の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 前事業年度の事業報告書 | 2部 |
| 2 | 前事業年度の活動計算書 | 2部 |
| 3 | 前事業年度の貸借対照表 | 2部 |
| 4 | 前事業年度の財産目録 | 2部 |
| 5 | 前事業年度の年間役員名簿 | 2部 |
| 6 | 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 2部 | |
- 前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並び
にこれらの者についての前事業年度にお
ける報酬の有無を記載した名簿をいう

（備考）

- 法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、1から6までの書類の提出は各1部とする。
- 法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、「住所」欄に茨城県内における事務所の所在地を併記すること。
- 「5 前事業年度の年間役員名簿」は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

〇〇年度の事業報告書

前事業年度の自至年月日
を記載する

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の成果

- ・以下の事業を実施した。
- ・ホームページの開設のための議論の検討結果は、通常総会において実施の承認が得られた。当該ホームページは、3月1日から開設している。

実施した事業は、
(A)から (E)までの
事項をもれなく記
載する

活動計算書で事業費を
事業別に区分してい
る場合に記載する。区
分していない場合は、
任意の記載事項。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千 円)
①環境美化を 目的として 清掃を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行った。	(A) 5月〇日及び 9月△日に行 った。 (B) 〇〇地域の通 学路、△△駅 周辺 (C) 20人	(D) 通学路や 駅を利用 する市民 (E) 不特定多 数	500
②活動支援を 目的として 助言を行う 事業	・地域の通学路や駅周辺の清 掃を行う活動の実施を検討 している他の団体を支援す るため、電子メールの利用 による助言窓口を開設し た。	(A) 3月1日から 随時行った。 (B) 主たる事務所 (C) 3人	(D) 助言を希 望する他 の団体 (E) 1団体	110
③自然環境の 保護に関す る講演会を 開催する事 業	・大学、行政、他の特定非営 利活動法人に所属し、自然 環境の保護に関する研究や 実務に携わっている方々を 招き、講演会を開催した。	(A) 1月〇日に開 催した。 (B) □□市文化会 館 (C) 8人	(D) 自然環境 の保護に 関心があ る市民 (E) 50人	600

- ・定款に「その他の事業」が掲げられている場合のみ記載する
- ・特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施した事業は、(A)から (C)までの事項をもれなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・ 会員相互の意見交換のため、親睦会を開催する。	(A) 年 1 回 (12 月) (B) ○○会館 (C) 20 人	100
② チャリティーコンサートの開催	・ 自然環境の保護に関するイベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・ 本事業年度は、実施しなかった。	—

記載する場合には、活動計算書の「事業費合計額」と全体の合計額を一致させる

(備考)

- 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

定款に「その他の事業」が掲げられている場合の活動計算書は、63ページを参照してください。

当該事業年度の自至
年月日を記載

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××		
.....	×××	×××	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××		
.....	×××	×××	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		
.....	×××	×××	
4. 事業収益			
〇〇事業収益			
5. その他収益			
受取利息	×××		
雑収益	×××		
.....	×××	×××	
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....	×××		
人件費計	×××		
(2) その他経費			
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....	×××		
その他経費計	×××		
管理費計		×××	
経常費用計			×××
当期経常増減額			×××
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		×××	
.....		×××	

経常外収益計			×××
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		×××	×××
.....		×××	
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額	前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する		×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額		貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する	×××

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△×××

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

定款に「その他の事業」が規定されている場合の活動計算書

当該事業年度の自至
年月日を記載

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	×××		×××
.....	×××		×××
2. 受取寄附金			
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....	×××		×××
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	×××		×××
.....	×××		×××
4. 事業収益			
〇〇事業収益	×××		×××
△△事業収益		×××	×××
5. その他収益			
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....	×××		×××
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××	×××	×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××	×××	×××
.....	×××		×××
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××
事業費計	×××	×××	×××
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計	×××		×××
(2) その他経費			
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××		×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××

Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計	×××		×××
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

その他の事業
で得た利益の
振替額

貸借対照表の「正味
財産合計」と金額が
一致することを確認
する

前事業年度活動
計算書の「次期
繰越正味財産
額」と金額が一
致することを確認
する

貸借対照表を
別葉表示しな
いこととする
場合には、正
味財産額の内
訳は表示され
ない

その他の事業を実施し
ていない場合は、「そ
の他の事業」欄の数字
をすべてゼロとする、
あるいはP62の様式例
を使い、脚注に「※今
年度はその他の事業を
実施していません。」
と明記する

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

当該事業年度の
末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目		金額	
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2.固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2.固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			×××

「負債及び正味財産合計」と金額
が一致することを確認する

前事業年度貸借対照表の
「正味財産合計」と金額が
一致することを確認する

「資産合計」と金額が一致
することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」
と金額が一致することを確認する

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部
1 流動資産

II 負債の部

III 正味財産の部
1 指定正味財産
指定正味財産合計
2 一般正味財産
一般正味財産合計

使途等が制約された寄附金等の残高を記載

×××

〇〇〇

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない場合は記載不要です。
なお、認定NPO法人においては、P80のⅡ3（1）の事項について、詳細に記載されることが望まれます。

1. 重要な会計方針
計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
..... どの会計基準に基づいて作成したか記載する
- (2) 固定資産の減価償却の方法
.....
- (3) 引当金の計上基準
・退職給付引当金
従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。
・〇〇引当金
.....
- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

- (5) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。 消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する

2. 会計方針の変更
..... 事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

3. 事業別損益の状況
..... (単位：円)

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳
(単位：円)
合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する（活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法）

6. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者 援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成 ××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
.....	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
.....	×××	×××	×××	×××		×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8. 借入金の内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
役員借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

9. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 現物寄附の評価方法

重要性が高いと判断される場合に記載する

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。

・ 事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載する

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

・ 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する

令和×年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

・ その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

〇〇年度 財産目録
××年×月×日現在

当該事業年度の
末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

口座番号の
記載は不要

基本的に貸借対照表上の金
額と同じ金額を記載する

金銭評価ができない資産
については「評価せず」
として記載できる

計算書類等の記載例

活動計算書

××年××月××日から××年××月××日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費	750,000	
2. 受取寄附金	290,000	
3. その他収益	10,000	
経常収益計		1,050,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
臨時雇賃金	200,000	
人件費計	200,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	300,000	
通信運搬費	100,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		600,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
印刷製本費	150,000	
通信運搬費	100,000	
減価償却費	50,000	
雑費	50,000	
その他経費計	350,000	
管理費計		350,000
経常費用計		950,000
当期正味財産増減額		100,000
前期繰越正味財産額		450,000
次期繰越正味財産額		550,000

受取会費は確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。詳細は「実務担当者のためのガイドライン」(平成23年11月20日NPO法人会計基準協議会。以下「ガイドライン」という)Q&A12-1～12-3参照

経常費用は、「事業費」と「管理費」に分ける。事業費と管理費の意味については、12(2)及びガイドラインQ&A14-1、事業費と管理費の按分の方法については、12(2)及びガイドラインQ&A14-2を参照

「事業費」と「管理費」に分ける。事業費は、事業活動に直接関係する費用(人件費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、減価償却費、雑費等)を指し、管理費は、事業活動に間接関係する費用(人件費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、減価償却費、雑費等)を指す。事業費と管理費の按分の方法については、12(2)及びガイドラインQ&A14-2を参照

現預金以外に資産・負債がない場合には、当期の現預金の増減額を表す

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	300,000	
流動資産合計		300,000
2. 固定資産		
有形固定資産		
什器備品	250,000	
固定資産合計		250,000
資産合計		550,000
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	450,000	
当期正味財産増加額	100,000	
正味財産合計		550,000
負債及び正味財産合計		550,000

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と、貸借対照表の「正味財産の部」の合計額は一致することを確認する

財産目録

××年××月××日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
〇〇銀行普通預金	300,000		
流動資産合計		300,000	
2. 固定資産			
有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	250,000		
固定資産合計		250,000	
資産合計			550,000
II 負債の部			
1. 流動負債			
流動負債合計		0	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			550,000

口座番号の記載は不要

計算書類の注記

該当する項目のみ記載する

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）に基づいています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定額法で償却をしています。

「重要な会計方針」の一番最初に、この計算書類をどの会計基準に基づいて作成したか記載する

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 固定資産の増減の内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品		300,000		300,000	△ 50,000	250,000
合計		300,000	0	300,000	△ 50,000	250,000

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 その他経費	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
(2) 売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費 諸謝金 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費	講師等に対する謝礼金。
通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。
施設等評価費用	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費 保険料 諸会費 租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P61～62の様式例参照）。
研修費	

勘定科目	科目の説明
支払手数料 支払助成金 支払寄附金 支払利息 為替差損 雑費 2. 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費 印刷製本費 会議費 旅費交通費 車両費 通信運搬費 消耗品費 修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 支払利息 雑費 III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損 V 経理区分振替額 経理区分振替額	金融機関等からの借入に係る利子・利息。 為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。 車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。 電話代や郵送物の送料等。 電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P61～62の様式例参照）。 金融機関等からの借入に係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。 過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。 その他の事業がある場合の事業間振替額。

（注） 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の用途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する（表示例はP61～62の様式例参照）。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は製作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい(表示例はP65の様式例参照)。

計算書類等の作成に当たっての留意事項

I 計算書類等

1. 計算書類の体系等

(1) 計算書類の体系

現行法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、また財産目録はこれらを補完する書類としています。それぞれの位置付け・記載事項については以下のとおりです。

- ・ 活動計算書

事業年度における NPO 法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO 法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します(61～62 頁、63～64 頁の様式例参照)。

- ・ 貸借対照表

事業年度末における NPO 法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法(負債及び正味財産)及び保有方法(資産)から、NPO 法人の財務状況を把握することができます。流動資産として現金預金、未収金、棚卸資産、前払金等を、固定資産として土地・建物、什器備品、長期貸付金等を、流動負債として短期借入金、未払金、前受金等を、固定負債として長期借入金、退職給付引当金等を記載します(65 頁の様式例参照)。

- ・ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することは可能です(69 頁の様式例参照)。

61～74 頁は、「NPO 法人会計基準」をベースとした計算書類等の標準的な科目例、様式例、記載例ですが、計算書類の作成に当たっては、これらに限定されるわけではなく、上記の位置付けに該当するものであれば足ります。例えば現金預金以外に資産や負債がないような NPO 法人においては、より簡易な記載で足りるなど、「NPO 法人会計基準」に示されている他の様式・記載例等を参考にして作成することも可能です。

(2) 計算書類等の別業表示

法第 5 条第 2 項において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。このため、従来、その他の事業を実施している NPO 法人に対しては、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び収支予算書について、特定非営利活動に係る事業のものとは別に、各々その他の事業に係るものの作成が求められてきました。しかし、平成 23 年法改正案の国会審議における貸借対照表の別業表示の見直しに係る質疑等も踏まえながら、原則、全ての書類において別業表示は求めないこととし、その他の事業に固有の資産(例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの)で重要なものがある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。一方、按分を要する共通的なものについては基本的には記載を求めないものの、重要性が高いものについては注記することとします(66～68 頁の様式例参照)。

なお、活動計算書及び活動予算書については、別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し(63～64 頁の様式例参照)、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。また、事業報告書においてもそのことを明らかにすることが望まれます。

2. 活動計算書

(1) 収支計算書との違い

従来フローの計算書として使用されてきた収支計算書は、NPO 法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものです。これとは異なり、活動計算書は NPO 法人の当期の正味財産の増減原因を示すフローの計算書で、法人の財務的生存力を把握する上で重要なものの一つであるといえます。当期の正味財産の動きを表す活動計算書においては、収支計算書における資金の範囲という概念は不要となり、ストックの計算書である貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその購入時の支出額を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した資産の減価償却費を計上する等の相違点も挙げられます。

(2) 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費は、NPO 法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。管理費は、NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

NPO 法人間の比較可能性や NPO 法人のマネジメント等の観点から、内訳の表示は必要であると考えられるため、事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。また、その費目については、72～73 頁の科目例を参考に、NPO 法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します（66～68 頁の様式例参照）。

また、事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があり、恣意的な操作は排除されなければなりません。標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているかについて注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

(3) ボランティアによる役務の提供等の取扱い

「NPO 法人会計基準」では、ボランティアの受入れをした場合や無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受けた場合において、従来どおり会計的に認識しない方法に加え、「合理的に算定できる場合」には注記でき、「客観的に把握できる場合」には注記に加えて活動計算書への計上も可能とされています（同基準 25, 26）。この点については、会計上認識可能である一方で、不明確な処理は避けられるべきであることなどの観点に鑑みて、計上する際には、収益と費用に両建てされているものが判別できるよう、それぞれ「ボランティア受入評価益」及び「ボランティア評価費用」として明示し、その金額換算の根拠についても注記の「内容」及び「算定方法」で明確にすることとします（66～68 頁の様式例参照）。無償又は著しく低い価格での施設の提供等の物的サービスを受け入れた場合にも同様の会計処理が認められます。金額換算の根拠の具体例については、以下のとおりです（公益認定制度における算入事例より）。

- ・ 法人所在地における厚生労働省が公表している最低賃金（時間給）を従事時間数で乗じた額

- ・ 専門職の技能等の提供によるボランティアに関して、その専門職の標準報酬額をベースに時間給を算定し、それに従事時間を乗じた額

3. 貸借対照表

(1) 資産等の表示方法

現在、資産等の表示の状況は NPO 法人ごとに様々であるところ、以下のとおり整理されることが望ましいと考えられます。

ア 固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後 1 年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。実務上は、法人令第 133 条を参考とし、1 年を超える期間において使用する 10 万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。ただし、この目安は、10 万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

イ 減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えの下、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。NPO 法人がその活動に利用できる資産を明確に表示するという観点から、適切な処理が求められます。

この減価償却の方法には、主に「定率法」、「定額法」等があり、法人令第 48 条、同第 48 条の 2 及び同第 133 条を参考とし、適用方法を選択します。

ウ 現物寄附を受けた固定資産等の取得価額

「NPO 法人会計基準」において、現物寄附を受けた固定資産等については、その取得時における公正な評価額を取得価額としています（同基準 24）。公正な評価額としては、市場価格によるほか、専門家による鑑定評価額や、固定資産税評価額等を参考に合理的に見積もられた価額等が考えられます。

エ 特定資産

「NPO 法人会計基準」において、特定の目的のための資産を有する場合には、特定資産として独立して表示することを求めており（同基準注解 13）、①寄附者により用途等が制約されている資産、②NPO 法人自ら特定資産と指定した資産が具体例として挙げられます（ガイドライン Q & A 27-3）。

オ リース取引

リース取引については、事実上売買と同様の状態にあると認められる場合には、売買取引に準じて処理します。ただし、重要性が乏しい場合には、賃貸借取引に準じて処理することができるものとします。

カ 投資有価証券

長期に保有する有価証券のことです。投資有価証券を保有する NPO 法人は極めて少数であるのが現状ですが、保有する NPO 法人においては、他の会計基準を参照して独立して表示することが望まれます。

(2) チェックポイント

計算書類は、以下のように接続するものです。これらの点に注意して作成すべきことは、全ての NPO 法人に共通して認識されなければなりません（詳細は様式例参照）。

- ・ 「前期繰越正味財産」と前期末の「正味財産の部」の合計額が一致
- ・ 「正味財産の部」の合計額と活動計算書の末尾（「次期繰越正味財産額」）が一致
- ・ 「資産合計」と「負債及び正味財産合計」が一致

4. 計算書類の注記

(1) 注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目については、該当がある場合には確実に注記することが必要です（記載例については66～68頁の様式例参照）。

ア 重要な会計方針

適用した会計基準、資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準、施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法、ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等、計算書類の作成に関する重要な会計方針

イ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

ウ 特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分するほかに、更に詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合には、その内容

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたサービスの明細及び算定方法

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合には、受け入れたボランティアの明細及び算定方法

カ 使途等が制約された寄附金等の内訳

キ 固定資産の増減内訳

ク 借入金の増減内訳

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。

a. 役員及びその近親者（二親等内の親族）

b. 役員及びその近親者が支配している法人

なお、役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。

コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。

- ・ 現物寄附の評価方法
- ・ 事業費と管理費の按分方法
- ・ 貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの（後発事象）
- ・ その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

(2) 注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては特に留意した記載が求められます。記載の際の留意事項は以下のとおりです。

- ・ エ及びオについては、計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします（金額換算の具体例はI2（3）参照）。
- ・ カについては、当期で収益として計上された使途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

- ・ ケについては、その取引金額を確実に注記する必要があります。なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

5. 財産目録

現在、「現金預金」としてその預金金融機関における口座番号、「電話加入権」としてその電話番号、「車両」としてそのナンバー、「借入金」等としてその取引の相手方の個人名等、個人情報に関わると思われる情報まで財産目録に記載している NPO 法人が少なからず存在します。しかし、計算書類を補完する位置付けの書類とはいえ、法に基づいて外部公表される書類であるため、上記のような個人の特定につながる情報の記載までは必要としません。

また、前述のとおり、金銭評価ができない歴史的資料のような資産については、金額の代わりに「評価せず」として記載することができます（69 頁の様式例参照）。

6. 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。その表示方法や考え方については、対である活動計算書と基本的に同様とします（40～41 頁の様式例参照）。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

II 留意すべき会計上の取扱い

1. 使途等が制約された寄附金等の取扱い

（1）使途等が制約された寄附金の取扱い

寄附金については、受け取ったときに「受取寄附金」として収益計上します。このうち使途等が制約された寄附金については、原則、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記します（61～62、66～68 頁の様式例参照）。

なお、使途等が制約された寄附金で重要性が高い場合には、一般正味財産と指定正味財産を区分して表示することが望ましいと考えられます。これは、当期に使途の制約が解除された収益とそうでない収益を分けて表示したほうが、当該法人の財務状況・活動状況をよりの確に把握することができるからであり、複数事業年度にまたがらないものや、重要性が高くないものまで区分表示を求める必要はないと考えられます。

また、「重要性」が高いと判断される寄附金には、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ 使途が震災復興に制約され、複数事業年度にまたがって使用することが予定されている寄附金
- ・ 奨学金給付事業のための資産として、元本を維持して、あるいは漸次取り崩して給付に充てることを指定された寄附金

（2）対象事業及び実施期間が定められている補助金、助成金等の取扱い

対象事業等が定められた補助金等は、使途等が制約された寄附金等として扱い、当期に使用した額は収益（受取補助金等）として活動計算書に計上し、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を注記で表示します（61～62、65、66～68 頁の様式例参照）。なお重要性が高い場合には、寄附金と同様に、正味財産を一般正味財産、指定正味財産に区分し、当該補助金等を指定正味財産に計上することが望まれます。

対象事業及び実施期間が定められ、かつ未使用額の返還義務が規定されている補助金等について、実施期間の途中で事業年度末が到来した場合の未使用額は、当期の収益には計上せず、

前受補助金等として処理します。

また、実施期間の終了時に補助金等と対象事業の費用との間で差額が生じた場合には、当該差額は前受補助金等ではなく未払金として処理し、この負債は返還した時点で消滅します。

2. 会費の計上方法

会費と寄附金の差異については、これらの違いを十分に理解せずに会費を寄附金として扱うと、誤った計算により認定基準の一つである要件（PST（パブリック・サポート・テスト）要件：市民から広く支持を得ているとみなす基準）を充たしてしまうこととなり、NPO 法人全体の信頼性の低下につながるおそれがあります。会費とは、税務上、サービス利用の対価又は会員たる地位にある者が会を成り立たせるために負担するものとされており、直接の反対給付がない経済的利益の供与である寄附金とは基本的に異なるものとされています。

なお実態的には、会費として扱われているものには、①社員（正会員）たる地位にある者が会を成り立たせるために負担すべきもの（「正会員受取会費」等）、②支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与としての寄附金の性格を持つもの（いわゆる「賛助会員受取会費」等）、③サービス利用の対価としての性格を持つもの（例えば「〇〇利用会員受取会費」等）、の3つに分けられます。③に関しては、活動計算書において、事業収益として計上します。また、将来的には一つの「会費」の中に、①と②、②と③というように複数の性格を持つものがある場合には、その性格によって、明確に区分して計算書類に計上することが望まれます。

3. 認定 NPO 法人についての留意事項

（1）認定 NPO 法人の会計処理

認定 NPO 法人は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定 NPO 法人においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定 NPO 法人において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（66～68 頁の様式例の注記 4、5 参照）
- ・ 使途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（68～68 頁の様式例の注記 6 参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（66～68 頁の様式例の注記 10 参照）
- ・ 会費の計上方法（72～73 頁の科目例及び 61～62 頁の様式例参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（66～68 頁の様式例の注記 10 参照）
- ・ 関連当事者間取引（66～68 頁の様式例の注記 9 参照）

（2）認定 NPO 法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

4. 経過措置

「NPO 法人会計基準」を適用するに当たっての経過措置については、以下のとおりとします。

ア 過年度分の減価償却費

減価償却を行っていない NPO 法人においては、原則として適用初年度に過年度分の減価償却費を計上します。この場合、過年度の減価償却費については、活動計算書の経常外費用に「過年度損益修正損」として表示します。ただし、「過年度損益修正損」に該当する費用が減価償却費だけである場合は、「過年度減価償却費」として表示することも可能です。

過年度分の減価償却費を一括して計上せず、適用初年度の期首の帳簿価額を取得価額とみなし、当該適用初年度を減価償却の初年度として、以後継続的に減価償却することも認めます。なお、この場合に適用する耐用年数は、新規に取得した場合の耐用年数から経過年数を控除した年数とし、その旨を重要な会計方針として注記します。

また、購入時に費用処理し、資産に計上していないものについては、過年度分に関しては考慮せずに、適用初年度に購入したものから資産計上します。

イ 退職給付会計の導入に伴う会計基準変更時差異

退職給付会計については、全ての NPO 法人に導入を求めるものではありません。

ただし、この機会に退職給付会計を新たに導入しようとする法人における会計基準変更時差異については、他の会計基準と同様に、適用初年度から 15 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理すべきです。この処理は、会計基準変更時に一括して経常外費用の過年度損益修正額として計上することも含まれます。なお、既に退職給付会計の導入が行われている NPO 法人においては、従前の費用処理方法により引き続き行います。

ウ 過年度分の収支計算書の修正

従来の収支計算書から活動計算書への変更については、制度改正に基づくものであり、継続性の原則に反するものではないため、表示方法の変更等について遡って修正を行う必要はありません。

エ 正味財産の区分

「NPO 法人会計基準」へ移行した上で、正味財産を基本的には区分して記載することとした場合、適用初年度以降区分することとし、遡って修正を行う必要はありません。

オ 適用初年度における「前期繰越正味財産額」

「NPO 法人会計基準」適用初年度における活動計算書上の「前期繰越正味財産額」は、前事業年度の貸借対照表における「正味財産合計」を記載することとします。

様式例・記載例（法第 28 条第 1 項関係）

前事業年度の年間役員名簿

前事業年度の自至年月日
を記載する

年 月 日から 年 月 日まで

理事の職名を定めている場合は、それ
ぞれの理事について職名を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	〇〇〇〇	・ ・ ・ ・ ・	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	報酬無し
副理事長	□□□□	・ ・ ・ ・ ・	〇年〇月〇日から □年□月□日まで	報酬無し
理事	△△△△ ⋮	・ ・ ・ ・ ・ ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮
監事	▽▽▽▽ ⋮	・ ・ ・ ・ ・ ⋮	〇年〇月〇日から □年□月□日まで ⋮	報酬無し ⋮

(備考)

- 「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。
- 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 「就任期間」には、役員の任期を記載するのではなく、事業年度の始期から終期までの間の役員就任期間を記載する。そのため、就退任のない役員は事業年度の期間と同一になる。
- 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

社員とは、社団の構成員の意味であり、総会で議決権を持つ者のことである

前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿

前事業年度の末日を記載する

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所
〇〇〇〇	・ ・ ・ ・ ・
△△△△	・ ・ ・ ・ ・
⋮	⋮

（備考）

- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
- 2 10 人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する

役員の変更等届出書

提出書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

茨城県知事宛に提出するが、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（特例認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

住所 特定非営利活動法人〇〇〇〇
名称 と記載する

代表者氏名
電話番号

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所
任期满了に伴い退任した場合			
令和3年3月31日 任期满了 任期满了	理事 監事	中央 太郎 日比谷 次郎	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
任期满了後に再任した場合			
令和3年4月1日 再任	理事	銀座 春子	・ ・ ・ ・ ・
新任の場合			
令和3年4月1日 新任 新任	理事 監事	千代田 一郎 港 三郎	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
任期满了後に役名を変更した場合			
令和3年3月31日 任期满了 令和3年4月1日 新任	理事 監事	新橋 夏子 新橋 夏子	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

変更事項が「新任」の場合、以下の書類を併せて提出する
・ 就任承諾及び誓約書の謄本（原本は法人が保管する）
・ 住民票の写し等〔コピー（複製）は不可〕

変更年月日 変更事項	役名	氏名	住所又は居所
赤坂四郎が任期途中で辞任し、霞五郎が補欠として選任された場合			
令和2年3月1日 辞任 新任（補欠）	理事 理事	赤坂 四郎 霞 五郎	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

※変更後の役員名簿については、2部添付すること
（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出
する場合は、1部添付すること）

※2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定
非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第
52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）
の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、
提出先の各都道府県が定めるところによる

（備考）

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

監事の場合
は監事と記
載する

住所又は居所
氏名 〇〇〇〇

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

（備考）

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- （役員総数5人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない
- （役員総数6人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

県規則様式第6号・記載例（法第25条第3項関係）

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する

定款変更認証申請書

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇
〇〇と記載する

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のよう作成する

新（変更後）	旧（現行）
第〇条 〇〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 変更の理由

【添付書類】

- ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕
- ・変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕
- ・当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕

【所轄庁変更を伴う定款変更認証申請の場合添付するもの】

- ・役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
- ・法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）〔1部〕
- ・直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項7号の事業計画書、同項8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔2部〕

（備考）

- 1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本1部、変更後の定款2部並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）2部を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿 2部
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録） 2部
- 4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を添付すること。
 - (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄付者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨の説明をする書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨の説明をする書類の写し並びに同項第3号に規定する寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
 - (3) 変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し
 - ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄

付金に関する事項及び次に掲げる事項を記載した書類

- (ア) 収益の源泉別の明細、借入金などの資金に関する事項
 - (イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - b 役員等との取引
 - (エ) 寄付者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄付金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日
 - (オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (カ) 支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

様式例

特定非営利活動法人 ○○○

定款新旧対照表

新（変更後）	旧（現行）

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日） 〇時から〇時まで
- 2 場 所 〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇号 〇〇会館〇〇号室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 審議事項
 - 第1号議案 平成〇〇年度 事業報告、決算に関する事項
 - 第2号議案 平成〇〇年度 事業計画、予算に関する事項
 - 第3号議案 役員の選任に関する事項
 - 第4号議案 定款〇〇条変更に関する事項

等

5 議事の経過の概要及び議決の結果

理事の〇〇〇〇氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べ、開会を宣言した。

互選により、〇〇〇〇氏を議長に選任して、続いて上記議案の審議を行った。

第1号議案 事業報告、決算に関する事項

議長より、・・・・・・全員異議なくこれを承認した。

第2号議案 事業計画、予算に関する事項

議長より、・・・・・・全員異議なくこれを承認した。

第3号議案 役員の選任に関する事項

議長より、・・・・・・全員異議なくこれを承認した。

第4号議案 定款〇〇条変更に関する事項

議長より、定款案（別紙新旧対照表）を配付し、逐条審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

・また、今回の定款変更が事業の変更を伴うため、議長より2事業年度分の事業計画書案及び活動予算書案を配付し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。（行う事業の変更の場合）

・また、特定非営利活動促進法第2条及び第12条を朗読の後、当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当する団体であることにつき確認を求めたところ、満場一致でこれを確認した。（所轄庁の変更を伴う場合）

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、本日出席者の〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏を選任することを全員異議なくこれを承認した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次に署名押印します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議	長	〇〇〇〇	印
議事録署名人		△△△△	印
同		□□□□	印

(備考)

- ・ 3 には、書面等表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。
- ・ 社員総会で代表権のある理事の選任を決議した場合、登記手続の関係で登録印の押印が必要となる。

県規則様式第8号・記載例（法第25条第7項関係）

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する

茨城県知事 殿

定款変更登記の完了提出書

年 月 日

茨城県知事宛に提出するが、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（特例認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

（備考）

- 1 この提出書には、登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、写しの添付を要しない）。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

【添付書類】

- ・ 登記事項証明書2部（うち、写し1部）
（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。）

県規則様式第7号・記載例（法第25条第6項関係）

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する

定款変更届出書

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

茨城県知事宛に提出するが、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人（特例認定含む）は、従たる事務所を設置している都道府県知事宛にも提出する必要がある。

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

住所
名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

新旧条文等の対照表は、以下のよう作成する

新（変更後）	旧（現行）
第〇条 〇〇〇〇…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 変更の理由

【添付書類】

- ・当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第6項）〔1部〕
 - ・変更後の定款（法第25条第6項）〔2部〕
- （ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、1部でよい）

(備考)

- 1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前との記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 この届出書には、議事録の謄本 1 部及び変更後の定款 2 部を添付すること（ただし、法第 52 条第 1 項の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- 3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

第 4 章 法人の解散について

1 NPO 法人の解散・清算

(1) NPO 法人の解散

イ NPO 法人は次の①～⑦に掲げる事由によって解散します（法 31①）。

- ① 社員総会の決議
- ② 定款で定めた解散事由の発生
- ③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ④ 社員の欠亡
- ⑤ 合併
- ⑥ 破産手続開始の決定
- ⑦ 設立の認証の取消し

(注) 社員総会における解散の決議には、総社員の 4 分の 3 以上の賛成が必要です。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

ロ 上記の解散事由のうち③の事由により解散する場合には、その事由を証する書面を所轄庁に提出し、所轄庁から認定を受けることが必要となります（法 31②③）。

ハ 清算人は、上記解散事由のうち①、②、④又は⑥の事由により解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 31④）。

ニ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するものとみなされます（法 31 の 4）。

(2) 清算の終了手続

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法 31 の 5、法 31 の 9、法 32 の 2①）。

- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

(注) 債権の申出の公告は、2 か月以内に少なくとも 1 回官報に掲載する必要があります（法 31 の 10①④）。

清算人は、清算終了後、清算終了の登記を行い、当該 NPO 法人の法人格が消滅することとなります。清算には、登記を行った後、その旨を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 32 の 3）。

○ 解散登記後に提出する書類、清算終了の登記後に提出する書類

(1) 解散登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数（部）
解散届出書	100	1
登記事項証明書	—	1

(2) 清算終了の登記後に提出する書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数（部）
清算終了届出書	101	1
登記事項証明書	—	1

3) その他の書類

提出書類のリスト	参照ページ	提出部数（部）
解散認定申請書	102	1
残余財産譲渡認証申請書	103	1
清算人就任届出書	104	1

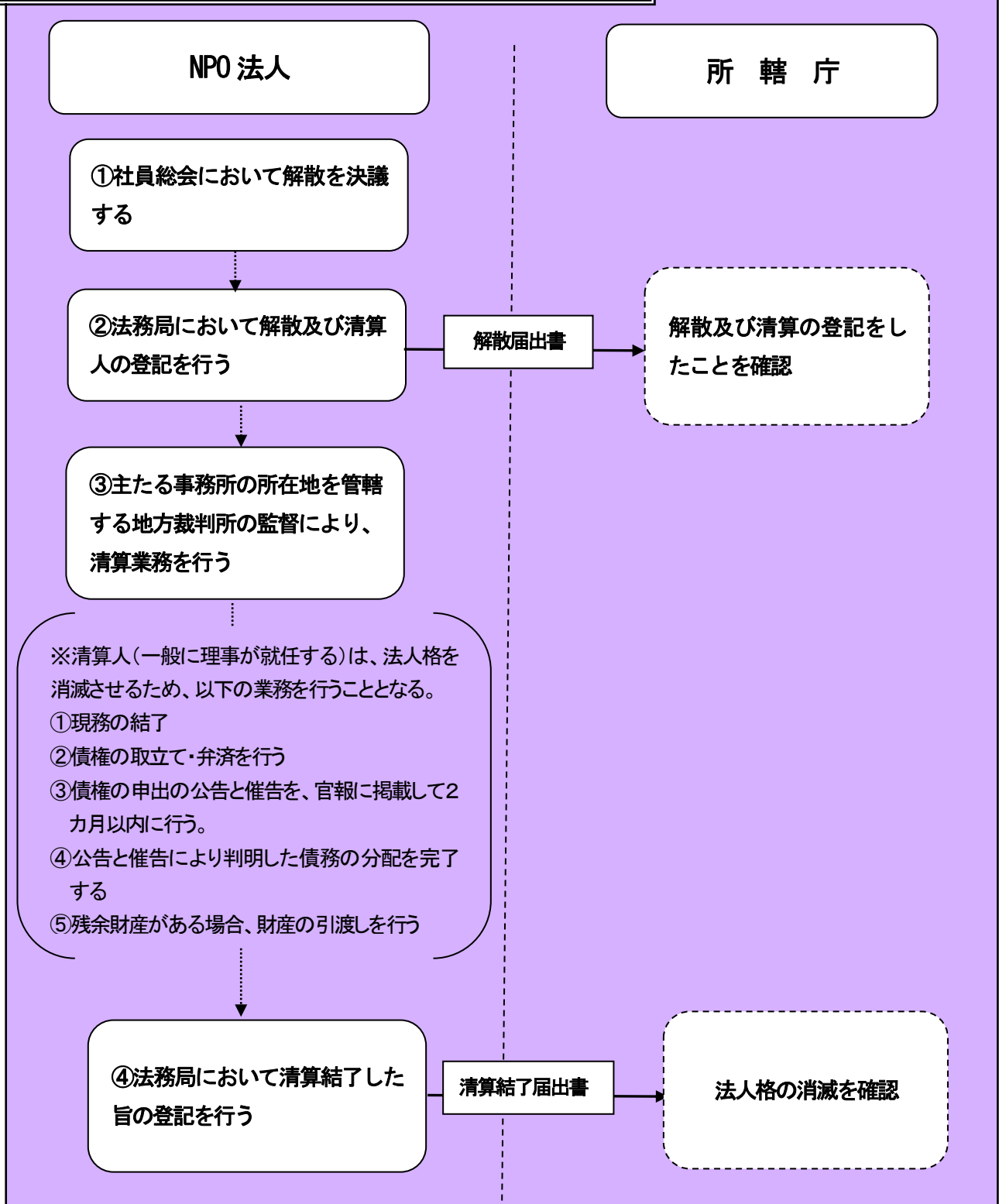
(注) 解散認定申請書：特定非営利活動に係る事業が、客観的に実施が不可能となった場合に申請。

自主的に解散できる法人については、「解散届出書」を提出。

残余財産譲渡認証申請書：定款に残余財産の帰属先の記載がない場合に申請。

清算人就任届出書：清算中に新たに清算人が就任した場合に届出。

《参考》総会における解散の決議から清算終了までのフロー



解散届出書

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

権限移譲市町村へ提出する場合は、適宜当該市町村長あてに変更する

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項（第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号）に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

1 解散の理由

2 残余財産の処分方法

（備考）

1 括弧内は、次の解散事由の区分に応じ、該当するものを○で囲むこと。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 定款で定めた解散事由の発生
- (4) 社員の欠亡
- (6) 破算手続開始の決定

2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

【添付書類】

・ 登記事項証明書 1 部

清算終了届出書

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

権限移譲市町村へ提出する場合は、
適宜当該市町村長あてに変更する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

（備考）

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

【添付書類】

・ 登記事項証明書 1 部

解散認定申請書

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

権限移譲市町村へ提出する場合は、
適宜当該市町村長あてに変更する

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

2 残余財産の処分方法

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

申請書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

権限移譲市町村へ提出する場合は、
適宜当該市町村長あてに変更する

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称
清算人 住所又は居所
氏名
電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

清算人就任届出書

権限移譲市町村へ提出する場合は、
適宜当該市町村長あてに変更する

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人〇〇〇〇と記載する

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、
特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所又は居所

2 清算人が就任した年月日

（備考）

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

【添付書類】

・ 登記事項証明書 1 部

Q & A

1. 法律の概要について	P. 106
2. NPO 法人の設立について	P. 107
3. 認定 NPO 法人制度について	P. 110
4. 法人の管理・運営について	P. 120
5. 法人の合併・解散について	P. 129

(※) 内閣府ホームページ掲載の Q&A から引用しています。

1. 法律の概要について

(問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

一方、活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

したがって、どのような活動が20の活動に含まれ、また、逆に含まれないのかについては、それぞれの所轄庁が、他の法令における使用例、社会通念等に従いながら幅広く判断することとなります。

(問2) 政令市の区域内にのみ事務所を置いており、県内全域で活動を行っていますが、この場合、所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。所轄庁は主たる事務所の所在地で判断され、活動の場所は所轄庁の決定の要素とはならないので、この場合は政令市となります。

(問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

(問4) 令和2年の法改正はどのようなものですか。

(答) 令和2年の法改正は、平成28年改正法附則第16条の検討規定に基づき、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について検討が行われ、改正されたものです。

改正内容は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等(1カ月間→2週間) [法第10条関係]
- ② 住所等の公表等の対象からの除外
[法第10条第2項、第30条、第45条第1項第5号及び法第52条第5項関係]
- ③ NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減 [法第55条第1項関係]
- ④ NPO法に基づく事務又は業務のデジタル化に関する規定 [法附則第8条関係]

(問5) 令和2年の改正法はいつから施行され、いつから適用されますか。

(答) 令和2年改正法は、令和3年6月9日から施行されます。

また、改正法の主な経過措置は、次のとおりです。

- ① 認証申請時の添付書類の縦覧期間の短縮等の規定は、令和3年6月9日以後に認証の申請があつ

た場合について適用されます。(令和2年改正法附則2)

- ② NPO法人(認定・特例認定)の提出書類の削減の規定は、令和3年6月9日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用されます。(令和2年改正法附則3)

2. NPO法人の設立について

(問6) 縦覧の開始後1週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第4項の規定に基づく申請者からの補正については、1週間経過後の補正はいかなる場合も認められません。

なお、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備については、所轄庁において職権で補正することもできることとなっています。

(問7) 申請後、補正が認められる事項としてはどのようなものがありますか。

(答) 法第10条第4項の規定により、申請者からは「都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り」補正することができます。何を軽微な不備とするかは条例によって定められるため所轄庁の判断になりますが、例えば客観的に明白な誤記、誤字又は脱字など、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであると考えられます。

(問8) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最少行政単位である市(区)町村在住者に限ることは、通常、「不当な条件」には当たらないものと考えられます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、実質的に共益的・親睦会的な団体運営を意図するものとして、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・〇〇町の活性化を目的に活動する法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の地域性の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれるような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

上記の趣旨を踏まえて、認証事務を行う所轄庁が、各地域の実情を踏まえて、柔軟に運用しているため、地域内で活動しているNPO法人も地方には相当実例がありますので、参考としてください。

(問9) 社員がかなりの人数(1,000人以上) いる場合も定款変更等について総会で決めなければならないのですか。また、このような場合に、毎年1回の総会の開催を省略することはできないのですか。

(答) この法律では、定款変更、解散及び合併については、総会で決議することが必要とされていますので、社員の数がいかに多くとも、これらの事項の決定を理事会等に委任することはできません。

また、NPO法人は、毎年1回必ず通常総会を開催することが義務付けられていますので、総会の開催を省略することもできません。

しかし、総会の議決の方法としては、書面による方法や代理人による方法、さらには書面による表決に代えて電磁的方法も認められていますので、社員数の多い法人の場合は、これらの方法を活用して円滑な運営を行うことが期待されます。また、総会の定足数は定款で自由に定めることができますので、その団体の運営に適した定足数を定める方法もあります。

(問10) 定款によって代表権の制限をしたいのですが、定款上には、どのような定めを置けばよいのですか。

(答) 「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」などの定めが考えられます。また、誤解等を避けるため、「理事長以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない」という規定を置くことが望ましいと考えられます。

(問11) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法16)。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

(問12) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長等理事の代表者のことですか。

(答) NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令第2条第2項第4号における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法という「理事」のほか、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法(平成元年法律第91号)第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

また、法人が定款において代表権の制限を行って理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります(問14を参照してください)。

(問13) 代表権を有していない理事についても登記をする必要はありますか。

(答) 理事であっても代表権を有しない者については、登記を行う必要はありません。ただし、既に代表

権を持つ役員について、当該役員の代表権を完全に制限する旨の定款変更を行った場合は、代表権を完全に喪失した者として、当該役員の氏名及び住所を登記しなければなりません。

(問14) どのような事項を登記するのですか。

(答) 登記する事項は次のとおりです (組登令2②)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

(問15) 登記の申請書の記載事項と添付書類にはどのようなものがありますか。

(答) 登記申請書の具体的な記載事項は、次の7項目です (組登令第25条において準用する商業登記法第17条)。

- ① 申請人の氏名及び住所
- ② 代理人によって申請するときは、その氏名及び住所
- ③ 登記の事由
- ④ 登記すべき事項 (別紙として添付することも可能)
- ⑤ 所轄庁の許可 (認証) 書の到達した年月日
- ⑥ 申請年月日
- ⑦ 登記所の表示 (〇〇法務局等)

申請の記載は、横書きにしなくてはならず、また、申請書が2枚以上になる場合は、申請人は、各紙のつづり目に契印を押さなければなりません (各種法人等登記規則 (昭和39年法務省令第46号) 第5条において準用する商業登記規則第35条)。

次に、申請書に添付する書類は、次のとおりです。

- ① 定款 (組登令第16条第2項)
- ② 代表権を有する者の資格を証する書面 (組登令第16条第2項)

具体的には、理事が各自法人を代表する場合においては、定款と各理事の就任承諾書が該当します。

- ③ 設立許可 (認証) 書又はその謄本 (組登令第25条において準用する商業登記法第19条)

設立許可 (認証) 書の謄本とは、具体的には、設立許可 (認証) 書の写しに、認証した所轄庁が原本と相違ない旨を認証したものが該当します。

なお、申請書に添付した書類については、登記所に対し、原本還付を請求することが可能です (各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第49条)。

※このほか、登記の申請書に押印すべき者 (設立時の法人の代表者、一般的には理事長) は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなくてはなりません (各種法人等登記規則第5条において準用する商業登記規則第35条の2)。

※ 申請書及び印鑑届書の記載例や記載方法については、法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html) に掲載されています。その他登記手続に御不明な点があれば、法人の主たる事務所を管轄する登記所の窓口にお問い合わせください (窓口での相談には、事前の予約が必要です)。

（問16）登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

（答） 組登令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。

法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

なお、令和4年9月1日以降、組合等登記令の改正に伴い、従たる事務所の所在地における登記が不要となりました。

（問17）設立の登記の後に行うべきことはありますか。

（答） 設立の登記によって法人として成立したことになりますがこれに加え、登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立当初の財産目録を添えて、所轄庁に届け出る必要があります（法13②）。

3. 認定NPO法人制度について

（問18）認定NPO法人制度とは、どのような制度でしょうか。

（答） NPO法人のうち、一定の基準等に適合するものとして所轄庁の認定又は特例認定を受けた法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対して支出した寄附について、次のような税制上の優遇措置が講じられています。

① 個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合は、次のいずれかの控除を選択適用できます。

イ その寄附に係る支出金を特定寄附金とみなして、寄附金控除（所得控除）の適用（措法41の18の2①）

ロ その寄附に係る支出金について、認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）の適用（措法41の18の2②）

② 法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入限度額が設けられています。

認定NPO法人等に対する上記の寄附金の額については、特定公益増進法人に対する一定の寄附の金額と合わせて、特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（以下「特別損金算入限度額」といいます）の範囲内で損金算入が認められます。

なお、これらの合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。

③ 相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません）に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担を不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70①⑩）。

④ 認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません。）の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすとともに（みなし寄附金）、寄附金の損金算入限度額は、所得金額

の50%又は200万円のいずれか多い額までとなります（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の5、措法66の11の2①）。

- ⑤個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（措法40）。

（問19） 認定等を受けたいと考えていますが、どこに相談すればよいでしょうか。

- （答） 認定又は特例認定手続が円滑に進められるよう、各所轄庁において申請に関する相談等を行っている場合もありますので、まずは所轄庁となっている各都道府県又は指定都市にご相談ください。

事前相談は任意の手続ですが、認定等の申請を行う皆様と各所轄庁の双方が、認定基準等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等の申請を行う皆様にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、各所轄庁における申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的にご活用されることをお勧めします。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、所轄庁に事前に電話で相談の日時等を予約ください。

（問20） 認定等の申請は、NPO法人設立後、いつからすることができますか。

- （答） 認定又は特例認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準とされています（法45①八、59①一）。

したがって、申請書を提出する事業年度の初日が、設立の日から1年を超える期間が経過していれば、認定又は特例認定の申請をすることができます。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、設立後の第1期及び第2期の事業年度報告書等を作成し、所轄庁に提出していれば、設立の日以後1年を超える期間が経過していることになりますので、認定又は特例認定の申請をすることができます。

（問21） 設立から5年以上を経過している場合は、特例認定を受けることができないのでしょうか。

- （答） 特例認定は、申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しないNPO法人であることが基準の1つとなっています（法59①二）。

（問22） 所轄庁の認定等の審査に当たり、申請法人の実態確認が行われますか。

- （答） NPO法人から認定等の申請書が提出されると、所轄庁の職員が当該申請書の内容等を確認するために申請法人に臨場し、実態確認を行う場合があります。

実態確認においては、認定基準等の適合性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として、

以下のような書類の提示（又は提出）をお願いする可能性があります。

確認させていただく書類の例		(参 考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の職員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) 上記は、確認させていただく資料の一例であり、認定審査等の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

(問23) 認定等の申請を行ったNPO法人に対して、その申請に対する結果は通知されるのですか。また、有効期間が満了して認定が失効した場合、所轄庁からNPO法人に通知されるのですか。

(答) 所轄庁は、認定等をしたときはその旨を、認定等をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、認定等の申請を行ったNPO法人に対して速やかに書面により通知しなければならないこととされ

ています（法49①、法62）。

また、所轄庁は、認定又は特例認定をしたときは、インターネットその他の適切な方法により、次の事項を公示しなければならないこととなっています（法49②、法62）。

- ① 当該認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- ④ 当該認定の有効期間
- ⑤ その他都道府県又は指定都市の条例で定める事項

なお、有効期間の満了等により認定又は特例認定の効力を失った場合には、所轄庁からNPO法人に対する通知はされませんが、所轄庁は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならないこととされています（法57②、法62）

（問24）認定、特例認定の更新をすることはできますか。

（答） 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となっており、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として活動を行おうとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に、所轄庁の条例で定めるところにより、有効期間の更新の申請書を提出し、有効期間の更新を受けることができます（法51②③⑤）。

また、特例認定の有効期間は所轄庁による特例認定の日から起算して3年となり、特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効します（更新はできません）ので、特例認定の有効期間中又は有効期間経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定NPO法人が、認定NPO法人として認定を受けたときは、特例認定の効力を失います（法61四）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該更新申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

（問25）寄附者名簿を作成していないと認定されませんか。

（答） 法令上、相対値基準又は絶対値基準による申請の場合、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿については、初回の認定申請書に添付しなければならないこととされているため、寄附者名簿を作成していなければ認定基準を満たさないこととなります（法44②一）。

また、認定又は特例認定後においても、毎事業年度初めの3カ月以内に、条例で定めるところにより、前事業年度の寄附者名簿を作成し、その作成の日から起算して5年間（特例認定の場合は3年間）その事務所に備え置く必要があります（法54②、62）。

したがって、認定、特例認定を受けることをお考えの方は、寄附者名簿を確実に作成・保管しておく必要があります。

（問26）寄附者名簿にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。

（答） 寄附者名簿には、原則として、寄附者全員の「氏名（法人・団体にあつては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日」を記載する必要があります。

ただし、匿名で行われた寄附や1,000円に満たない少額の寄附については、例えば、「匿名寄附 ○口 計○○○○円」、「少額寄附 ○口 計○○○○円」というように省略して記載しても差し支えありません。

(問27) パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に当たって、会費を寄附金として取り扱うことはできるのでしょうか。

(答) 「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付がない経済的利益の供与と考えられます。一方、「会費」とは、サービス利用の対価又は会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金と異なり対価性を有するものと考えられます。

したがって、会員から受領する「会費」については、一般的には、PSTの判定上、寄附金の額として取り扱うことはできません。

ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費（すなわち対価性が認められない会費^④。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われます）については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

なお、絶対値基準においても同様に、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費については、その名称にかかわらず、PSTの判定上、寄附金として取り扱って差し支えないこととしております。

(注) 対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関誌等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。

(問28) 寄附者の氏名（名称）だけ判明していれば、その寄附金は、パブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてもよろしいでしょうか。

(答) PSTの判定上寄附金として取り扱わないこととされている「寄附者の氏名（法人・団体にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金」とは、寄附者の確認（寄附者の特定）ができない寄附金のことを指しますので、PST上の寄附金として取り扱うためには、寄附者が確認（特定）できること、つまり、氏名（名称）のみならずその住所又は主たる事務所の所在地も明確になっている必要があります。

したがって、お尋ねのような、氏名（名称）以外分からない寄附金については、PSTの判定上の寄附金として取り扱うことはできません^⑤。

例えば、口座振込による寄附金で氏名以外分からない場合には、寄附者が特定されているとはいえ、「寄附者の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附金以外の寄附金」に該当し、PSTの判定上、寄附金として取り扱わないこととなります。

(注) 相対値基準で小規模特例の適用を受ける場合には寄附金として取り扱うことができます。

(問29) NPO法人等が寄附者から古本を寄贈（現物寄附）され、当該古本を業者に買い取ってもらったところ5千円に換金できました。この場合、当該古本（現物寄附）の換金額を寄附金としてパブリック・サポート・テスト (PST) の判定に含めてよろしいでしょうか。

(答) NPO法人が寄附者からの現物寄附を受け入れた場合には、当該現物寄附が経済的価値のある場合には受入時の時価で適正に評価し、PSTの判定上、寄附金の額に含めることができます。

したがって、お尋ねのような古本を寄附として受領した場合、当該NPO法人は当該古本を業者による換金により時価で適正に評価されたものとして、活動計算書において受取寄附金勘定中の資産受贈益（例えば古本受贈益）として当該金額を計上することにより、PSTの相対値基準又は絶対値基準のいずれにおいても寄附金の額に含めて計算することができます。

なお、現物寄附を受けた法人が認定NPO法人等である場合には、当該認定NPO法人等が寄附者に領収

書を発行することにより、寄附者は税制上の優遇措置を受けることができます（問80、問81を参照ください）。

（注） NPO法人が受領した現物寄附が、例えば不要となった子どもの洋服（古着）など経済的価値がない場合には、時価ゼロ若しくは備忘価額1円として評価することとなります。

（問30） NPO法人の設立に当たり、当該NPO法人の前身の団体から財産を受け入れた場合には、当該受入財産については寄附として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算してもよろしいのでしょうか。

（答） 新たにNPO法人を設立し、その前身の団体が有していた財産をそのまま無償で引き継いだ場合には、新しく設立されたNPO法人と前身の団体とは法律上は別組織と考えられますので、前身の団体からの寄附として取り扱うことになります。

したがって、当該受入財産については、寄附金（受入時の時価）として「総収入金額」及び「受入寄附金総額」に含めて計算することになります。

なお、前身の団体が単なる個人の集合体である場合には、NPO法人に寄附した財産はそれぞれの財産所有者である個人からの寄附となりますので、それぞれの金額の計算を行う際には注意が必要です。

（問31） 特定非営利活動に係る事業に加え「その他の事業」を行っており、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を複数作成していますが、パブリック・サポート・テスト（PST）について相対値基準を採用する場合、総収入金額には、「その他の事業」に係る収入金額も含めなければならないのでしょうか。

（答） PSTについて相対値基準を採用する場合、「その他の事業」を区分経理して活動計算書を作成している場合であっても、「その他の事業」を含むすべての収益の部の合計額（経常収益計と経常外収益計の合計額）が、総収入金額となります。

（注1） 活動計算書における「固定資産売却益」（臨時的なものに限ります）は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めなくても差し支えありません。その場合、認定基準等チェック表（第1表 相対値基準）の④欄の記載の必要はありません。

（注2） 活動計算書における「前期繰越正味財産額」は、PSTの相対値基準における総収入金額には含めないことに留意願います。

（問32） 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、どういうものをいうのですか。

（答） 国等からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものとは、補助金その他名称のいかんにかかわらず、反対給付を受けないで国等が、直接、NPO法人に対して交付するものをいいます。

したがって、国等以外の団体（例えば社会福祉法人等）が、反対給付を求めないでNPO法人に対して交付するもの（助成金等）については、この要件には該当せず、寄附金と同様に取り扱うことになります。

（注） 国等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。

（問33） 社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等はPSTの計算上、国の補助金等として計算してもよいのでしょうか。

（答） 国の補助金等とは、国、地方公共団体、一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、

大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関から直接交付されるものであり、社会福祉法人などの公益法人等から交付される助成金等は国の補助金等には該当しないため、受入寄附金総額及び総収入金額に含めて計算することになります（法規5①一）。

なお、受入寄附金総額に含めて計算することができる助成金等は、対価性がないものに限られます。

（問34）認定NPO法人の認定基準（PST算定）における休眠預金等からの助成金の除外とはどのような制度ですか。

（答） 税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改革を行いました（NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行。）。

パブリックサポートテスト（PST）の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金（休眠預金等交付金関係助成金）が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。

（問35）パブリック・サポート・テスト（PST）の判定に当たって、絶対値基準を採用する予定ですが、寄附者数は具体的にどのように算出すればよいのでしょうか。

（答） 絶対値の具体的な水準は、実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であることとされています。

したがって、実績判定期間内においてこの水準を満たすかどうかは、次の算式に当てはめて判定することとなります。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が} 3,000 \text{ 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、} 3,000 \text{ 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

※ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月としてください。

なお、寄附者数のカウントに当たっては、次の点に注意してください。

- ① 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地が明らかな寄附者のみを数えます。
- ② 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- ③ 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。

（問36）パブリック・サポート・テスト（PST）について絶対値基準を採用した場合、寄附者数に含めた者・含めなかった者の区別を寄附者名簿に記載する必要がありますか。

（答） 絶対値基準による場合であっても、法令上、寄附者名簿への明記は特に必要とされていません。しかしながら、寄附者数のカウントに当たっては、

- ① 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数える。
- ② 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人とする。

③ 認定申請を行うNPO法人の役員又は役員と生計を一にする者が寄附者である場合には、その者を寄附者の数に含めない。

といった点に注意していただく必要があり、認定審査に当たって、所轄庁から、寄附者数の算出方法等について確認させていただく場合があります。

そのため、寄附者数の算出方法等が分かる何らかの資料の作成・保管（寄附者名簿に明記していただく方法でも構いません）をお願いいたします。

（問37）絶対値基準において寄附者数を算出するに当たり、役員からの寄附金かどうか、生計を一にするかどうかは、いつの時点で判断すればよいのでしょうか。

（答） 寄附をしたときの現況で判断することになります。

したがって、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えありません。

また、生計を一にするかどうかについては、原則として、寄附をしたときの現況で判断していただくこととなりますが、生計を一にするかどうかは、寄附をした時点の現況だけで判断することが難しい場合もありますので、前後の生活状況等を踏まえた上で判断していただいて差し支えありません。

（注） 寄附者名簿など外形的な情報に基づき寄附者数をカウントする場合、生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓及び住所が同一かどうかで判断して差し支えありません。

（問38）寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは具体的にどのような者を指すのでしょうか。

（答） 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは、寄附者（又は役員）と日常生活の資を共通にしている者をいいます。

したがって、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合には、その者は生計を一にする者となります。

（注） 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありませんので、次のような場合には、それぞれ次によります。

（1）勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとされます。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

（2）親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとされます。

（問39）絶対値基準において、同一人物が年度をまたいで数回に分けて寄附している場合、寄附者数はどのように計算するのでしょうか。

（答） 寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなります。

したがって、例えば、3月決算（実績判定期間が平成28年3月期、平成29年3月期の2事業年度とします）の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成28年3月期は合計8,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めますが、平成29年3月期は合計2,000円の寄附金となりますので、寄附者数に含めないこととなります。

《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備 考
平成28年3月期	平成27年5月	2,000円	合計8,000円 $\geq$ 3,000円 ⇒1人としてカウント
	平成27年8月	2,000円	
	平成27年10月	2,000円	
	平成28年2月	2,000円	
平成29年3月期	平成28年5月	2,000円	合計2,000円 $<$ 3,000円 ⇒1人としてカウントしない

(問40) 近所にお住まいのご夫婦から3,000円（夫から2,000円、妻から1,000円）の寄附金を受領しました。この場合、寄附者単位で見ると3,000円未満の寄附となるため、絶対値基準においては、寄附者に含まれないのでしょうか。

(答) 絶対値基準における寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えることとなります。また、その場合、年3,000円以上の寄附金額かどうかについては合計金額で判断することとなります。

したがって、お尋ねの場合、ご夫婦で合計3,000円の寄附を行っていますので、ご夫婦を絶対値基準における寄附者に含めることができますが、寄附者の数については「一人」として数えることとなります。

(問41) 条例による個別指定とはどのようなものですか。

(答) 条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(問42) 条例の個別指定を受けたNPO法人ですが、条例を制定した都道府県（又は市区町村）内には当NPO法人の事務所はありません。この場合でも、パブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすこととなりますか。

(答) 条例個別指定を受けたことによりPSTを満たすこととなるNPO法人は、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所^(注)を有するNPO法人に限られます。

したがって、条例を制定した都道府県（又は市区町村）の区域内に事務所を有さない場合には、他のPST（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。

(注) 定款において定められた事務所（主たる事務所か従たる事務所かは問いません）をいいます。

(問43) 条例による個別指定はいつの時点で受けていけばよいのですか。

(答) 認定申請書を提出する日の前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている^(注)必要があります。

(注) その条例が、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

(問44) 運営組織に関する要件のうち「配偶者及び三親等以内の親族」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が8名いるとして、その中にYさんの夫であるAさんと、YさんのいとこのBさん、Bさんの長男のCさんがいます。なお、Yさんは当該NPO法人の役員とはなっていません。

このような役員構成の場合には、BさんとCさんは親族となります（一親等の血族）が、AさんはBさん及びCさんと親族関係はありません（四親等及び五親等の姻族となります）。

したがって、「配偶者及び三親等以内の親族」に該当する人数は2人となります（法45①三イ(1)）。

(問45) 運営組織に関する基準のうち「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」とは、具体的にどのような範囲をいいますか。

(答) 例えば、NPO法人の役員が10名いるとして、その中に株式会社Xの役員であるAさんとBさん及びAさんの長男であるCさんがいます。

このような場合には、株式会社Xを「特定の法人」とみると、Aさん及びBさんは株式会社Xの役員であることから「その法人の役員又は使用人である者」に該当し、CさんはAさんの長男であることから「これらの者と親族関係を有する者」に該当することになります。

したがって、「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者」に該当する人数は3人となります（法45①三イ(2)）。

(注) 「特定の法人」には、地方公共団体も含まれます。

(問46) 経理に関する基準に「公認会計士又は監査法人の監査を受けていること」というものがあります。が、小さな規模の法人でも必ず監査は受けなければならないのでしょうか。

(答) 会計については、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、当該帳簿書類を保存していることが認定基準ですので、後者の認定基準を満たしていれば、必ずしも公認会計士等の監査を必要とするものではありません（法45①三ハ、法規20）。

(問47) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。

(答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規53）。
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規54、同別表二十）。
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規55）。
- ④ たな卸表を作成すること（法人規56）。
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規57、同別表二十一）。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規59）。

(注) NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(問48) 将来の特定非営利活動事業に充てるための積立金は、認定基準等のうち、「総事業費のうち80%以上を特定非営利活動事業費に充てること」及び「受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動事業費に充てること」の両基準において「特定非営利活動事業費」に含めることができますか。

(答) NPO法人の特定非営利活動において、その法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てる場合も考えられます。

このような場合、当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりませんが、積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。

実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」に記載して下さい。

なお、この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます。）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

4. 法人の管理・運営について

(問49) 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合の手続と提出書類はどうなっていますか。

(答) 所轄庁の変更を伴う場合とは、例えば、ある指定都市にのみ事務所を有する法人（所轄庁は当該指定都市の長）が当該指定都市外に事務所を増設した場合（所轄庁は当該指定都市が所在する道府県知事に変更されます）や、東京都にのみ事務所を有する法人が神奈川県に事務所を移設した場合（所轄庁は神奈川県知事）ですが、このような場合には、法人は、変更前の所轄庁を経由して、変更後の所轄庁に認証申請書を提出します（法26①）。

定款変更の認証を行うのは変更後の所轄庁ですので、申請書の様式や部数などについては、変更後の所轄庁の定めに従う必要があります。

提出する書類は、次のとおりです（法25④、26②）。

- ① 定款変更認証申請書
 - ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
 - ③ 変更後の定款
 - ④ 役員名簿（最新のもの）
 - ⑤ 宗教活動・政治活動の制限等（法2②二）及び暴力団の統制下でないこと等（法12①三）に該当する旨の確認書
 - ⑥ 直近の事業報告書
 - ⑦ 直近の活動計算書
 - ⑧ 直近の貸借対照表
 - ⑨ 直近の財産目録
 - ⑩ 年間役員名簿
 - ⑪ 直近の事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- なお、⑦、⑧及び⑨については、設立又は合併の直後で、法第28条第1項の事業報告書等が作成さ

れるまでの間は、設立当初又は合併時及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、設立当初又は合併時の財産目録で代替することができます。

認証後の手続は、所轄庁の変更を伴わない場合と同様です。

(問50) 所轄庁の変更を伴わない場合の定款変更（認証が必要な場合）の手続と提出書類は何ですか。

(答) 所轄庁の変更を伴わない場合には、社員総会で議決した後、所轄庁に定款変更の認証申請書を提出します。

提出する書類は、次のとおりです（法25④）。

- ① 定款変更認証申請書
- ② 定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- ③ 変更後の定款

申請を受理した所轄庁は、設立認証と同様に、申請があった旨等をインターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表し、定款等を受理した日から2週間縦覧に供し、縦覧期間経過後2カ月以内に、認証又は不認証の決定を行う必要があります（法25⑤）。

定款変更については、認証を受けた段階で効力を有することとなります。ただし、変更された事項に登記事項が含まれている場合、事務所の所在地の変更などは、登記を変更することが必要となります。登記しないと、それを第三者に主張（法令用語では「対抗」）することができません。変更の登記は、主たる事務所の所在地において定款変更の認証を受けてから2週間以内に行う必要があります（組登令3①）。

(問51) 定款変更の際して、所轄庁の認証が不要となるのはどんな場合ですか。

(答) 定款を変更するためには、所轄庁の認証を受けなければなりません。次のような事項については、社員総会での議決後、所轄庁にその内容を届け出るだけでよく、所轄庁の認証は必要ありません（法25③）。

- ① 所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更

所轄庁の変更を伴わない事務所の所在地の変更とは、例えば、千葉市内にしか事務所を持たない法人（所轄庁は千葉市）が、同じ市内に事務所を増設した場合や、神奈川県に主たる事務所を有する法人（所轄庁は神奈川県）が、埼玉県に事務所を増設した場合などです。

- ② 役員の定数に関する事項
- ③ 資産に関する事項
- ④ 会計に関する事項
- ⑤ 事業年度
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項
- ⑦ 公告の方法に関する事項

これらの届出だけで変更できる事項に関しては定款の変更を決定した時点で効力が発生します。ただし、登記事項に該当する事項（具体的には事務所の所在地の変更）については、主たる事務所の所在地において登記の変更をしなくてはなりませんので、注意が必要です。

(問52) 定款等については、事務所に備え置く必要はないのですか。

(答) 定款並びに認証及び登記に関する書類の写しについては、法第28条第2項の規定により、事務所に備え置くことが義務付けられています。

(問53) 定款等については、毎年提出する必要はないのですか。

(答) 法第29条でNP0法人に所轄庁に対する提出義務が課されている書類は法第28条第1項で規定されている「事業報告書等」ですので、定款等については毎年提出する義務はありません。

(問54) 役員を変更する場合どのような手続が必要ですか。

(答) 役員は、氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合などは、所轄庁に届出をする義務がありますが、ここで、役員の「変更」としては、次のような場合が考えられます。

- ① 再任
- ② 任期満了
- ③ 死亡
- ④ 辞任
- ⑤ 解任

- ⑥ 氏名、住所又は居所の変更

(「人」としての同一性が保たれている場合です。新任は⑦ですのでここには含まれません)

- ⑦ 新任

このうち、①の再任、⑤の解任及び⑦の新任については、総会における議決など定款に定められた手続に従って決定される必要がありますが、それ以外の変更については、総会での決議などは必要ありません。

これらの「変更」があった場合は、NP0法人はその旨を所轄庁に届け出ることになります。また、これらの場合のうち、⑦の新任の場合には、その届出書に、就任承諾及び誓約書(法10①二ロ)、住所又は居所を証する書面として条例で定める書面(法10①二ハ)を添付することが必要です(法23)。

なお、理事の氏名、住所、資格は登記事項ですので、これらに変更があった場合は、変更の登記をしなくてはなりません(組登令3)。

(問55) 特別代理人、仮理事を選任しなければいけない場合はどのような時ですか。

(答) 法人と理事個人との利益相反行為については、当該理事は代表権を有さないため、所轄庁は、利害関係人の請求又は職権により特別代理人を選任することになります。

定款で定められている任期が終了し、後任の役員が選任されていない場合、民法第654条の規定により、急迫な事情があるときや、後任の役員が選任されるまでの間、前任者は必要な職務を行わなければならないため、仮理事の選任は必ずしも必要ではありません。

しかし、前任者が何らかの原因により職務を継続できない事情が生じて、法人に損害が発生することが避けられないような場合等、所轄庁は利害関係人の請求又は職権により仮理事を選任することになります。

(問56) 「その他の事業」により赤字が生じた場合はどうなるのですか。

(答) 法第5条第1項において、その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行うことができると規定されています。それゆえ、必ずしもその他の事業の開始の初年度から黒字が見込めるとは限りませんが、2事業年度継続して多額の赤字が生じるような場合は、所轄庁による報告徴収・立入検査の対象となる可能性があります。

(問57) その他の事業から生じた利益は、すべて特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければならないのですか。

(答) 法第5条第1項で、その他の事業において利益を生じたときは、特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないと規定されていることから、その利益は特定非営利活動に係る事業に繰り入れなければなりません。

(問58) 区分経理を行わなければならないのはどのような場合ですか。

(答) NPO法人は、一定の要件のもとで特定非営利活動に係る事業（本来事業）以外の事業（その他の事業）を行うことが認められています（法5①）が、その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計を本来事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません（法5②）。

これは、①その他の事業によって得られた利益が本来事業に充てられたこと、また、②その他の事業が本来事業に支障がないこと、という法律上のその他の事業についての要件を確認できるように定められたものです。

ただし、従来のように計算書類等を別葉表示するのではなく、活動計算書（予算書）において別欄表示することとします。また、その他の事業に固有の資産（在庫品としての棚卸資産等）で重要なものがある場合や、按分を要する本来事業とその他の事業に共通な資産で重要性が高いと判断される資産については、計算書類の注記にその内訳を記載します。

(問59) NPO法人を設立した直後には、どのような書類を法人の事務所で閲覧させればよいのですか。

(答) NPO法人が設立された直後で、事業報告書等が作成されるまでの間には、次の書類を利害関係人に対して閲覧させることになります（法28③）。

- ① 設立当初及び翌事業年度の事業計画書
- ② 設立当初及び翌事業年度の活動予算書
- ③ 設立当初の財産目録
- ④ 役員名簿
- ⑤ 定款
- ⑥ 認証に関する書類の写し
- ⑦ 登記に関する書類の写し

(問60) 事業計画書及び活動予算書は毎年作成しなければならないのですか。法人として成立後も所轄庁に提出したり、閲覧させたりすることがあるのですか。

(答) 事業計画書及び活動予算書については、法人の設立申請時及び定款変更時に所轄庁へ提出する必要がありますが、毎年所轄庁に提出したり、閲覧させたりする義務はありません。しかし、NPO法人自身が当該事業年度の正味財産の増減原因等を事前に把握し、適切に法人運営を行うに当たって実務上有用な書類であるといえるため、経常的に作成することを妨げるものではありません。

(問61) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、決算期に作成されるので、設立当初は備え置く必要がないと考えてよいのですか。

(答) 事業報告書、活動計算書及び貸借対照表は、設立後最初の決算が行われるまでは作成されませんので、備え置く必要はありません。

しかし、財産目録については、設立の時に作成して備え置くことが義務付けられています（法14）。

（問62） 法人の事務所における閲覧について、各書類については、いつまでの期間のものを閲覧させればよいのですか。

（答） 法第28条第3項の規定に基づき、その時点において「事業報告書等」「役員名簿」「定款等」として備置期間内の有効なもの、すなわち「役員名簿」「定款等」は最新のものを閲覧させることとなります。

（問63） 閲覧は、すべての事務所で行わなければならないのですか。

（答） 法第28条第1項、第2項の規定により、すべての事務所において事業報告書等の備置きが義務付けられたことから、閲覧の請求があった場合には、法第28条第3項の規定によりすべての事務所で閲覧の義務が発生するものと考えられます。

（問64） 法人の事務所で閲覧できる書類と、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は異なることがありますか。

（答） NPO法人の事務所で閲覧できる書類と所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、基本的には同じです。
ただし、所轄庁で閲覧、謄写できる書類は、所轄庁が「NPO法人から提出を受けた」事業報告書等、役員名簿（法30）ですので、これらの書類が作成後所轄庁へ提出されるまでの間については、事務所でのみ閲覧が可能になります。
なお、所轄庁に対する閲覧、謄写請求の場合は誰でも閲覧、謄写が可能ですが、法人が事務所に於いて閲覧をさせる義務を有するのは、社員、その他の利害関係人に限られます。

（問65） 謄写に当たって、所轄庁から手数料等を請求されることはありますか。

（答） 開示書類の謄写については、請求者本人が行うこととされているので、情報公開制度のように、行政機関が写しを交付する仕組みとは異なります。したがって、所轄庁が自ら謄写行為を行うこととして、当該行為に係る手数料を取ることは不相当だと考えられますが、閲覧・謄写が行われる場所にコピー機等を設置し、実費（コピー代及び紙代等）を徴収することは、当事者間の合意に委ねられることとなります。

（問66） 貸借対照表の公告方法を定款で定める場合、どの程度まで具体的に定める必要がありますか。

（答） 定款を見た市民や利害関係者にとって当該NPO法人の貸借対照表がどのような手段により、どのような媒体において公告されているかが明らかになる程度に明確に定めていただく必要があります。
具体的には、①官報に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「官報に掲載」と記載してください。②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、例えば、「〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載してください。③電子公告の方法を選択する場合は、例えば、「この法人のホームページに掲載」、「内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載」など具体的に記載してください。他方、URLまで定款に記載する必要はありません。④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置を選択する場合は、例えば、「この法人の主たる事務所の掲示場に掲示」など具体的に記載してください。（P27を参照ください。）

（問67） 貸借対照表の公告方法を定款において定める場合、複数の手段を定めることはできますか。

（答） 公告方法を「A及びBによる方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「A又はBによる方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることは認められない

と考えられます。

これは、定款を見た市民や利害関係者がどちらの方法で公告されているかが明らかではないためです。

(問68) 貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載できますか。

(答) 法第11条第1項第14号では、定款において公告方法を記載しなければいけないと規定されていますので、貸借対照表の公告も含めて法人としての公告方法を定款に記載していただく必要があります。例えば、「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。」といったように貸借対照表の公告方法のみを別途規定することは可能です。

(問69) 貸借対照表の公告の方法のうち、電子公告（法第28条の2第1項第3号、法規第3条の2第1項）とはどのようなものですか。

(答) 電子公告の方法として内閣府令で定める「インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの」（法規第3条の2第1項）とは、要するにインターネット上のウェブサイト公告事項を掲載することをいいます。当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託し掲載するものであっても構いません。

掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」（法第28条の2第1項第3号）ことが必要ですので、判断に当たっては、例えば、無料で、かつ、事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるのか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

(問70) 電子公告の方法として、LINEを使用する方法は含まれますか。

(答) SNSをはじめインターネットを利用して情報を発信できるサービスが近年増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約等はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて電子公告の掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんが、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

(問71) 貸借対照表の公告の方法のうち、「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示」（法第28条の2第1項第4号、法規第3条の2第2項）とはどのような場所が該当しますか。また、マンションや役員の自宅の一室をNPO法人の主たる事務所としている場合はどのような場所に掲示すればいいですか。

(答) 法第28条の2第1項第4号には「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」とあるので、利害関係者のみならず広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。したがって、例えば、法人の主たる事務所の掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

ただし、そのマンションや民家の構造、アクセス容易性などを踏まえて判断されるものです。

(問72) 貸借対照表の「要旨」(法第28条の2第2項)とはどのようなものをいうのですか。

(答) 掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。
また、掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

(問73) 役員が認定又は特例認定の取消しを受けた他の法人の理事を兼ねていたことを知らなかった場合であっても、その法人は欠格事由の対象となるのでしょうか。

(答) 他の認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、当該認定等の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該他の認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないものが役員に在る認定NPO法人等は、義務的取消しの対象となります(法47一イ、67①一)。

しかしながら、義務的取消しであっても欠格事由に該当する疑いがあれば即座に取り消されるわけではなく、義務的取消しという不利益処分については、原則として、所轄庁は聴聞による事実確認を行うことが必要であり、欠格事由に該当するかは聴聞を踏まえて判断されることとなります。

したがって、認定又は特例認定の取消しに関する聴聞手続が行われる前に、その役員を解任するなどの措置をとっていれば、義務的取消しの対象とならず、欠格事由の対象とはなりません。

(問74) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの(法第47条第4号)とはどのような状態をいうのですか。

(答) 法第47条第4号でいう国税又は地方税の滞納処分が執行されているものとは、その法人が国税又は地方税を完納しない場合に租税債権の強制的実現を図るため、各行政機関が財産の差押え、交付要求(参加差押えを含みます)、換価、配当等の行政処分を執行している状態をいいます。

(問75) 活動計算書と収支計算書では認定基準等の計算の仕方は違うのですか。

(答) 認定等の審査は提出されている活動計算書又は収支計算書に基づいて行われるものであり、書類の違いにより認定等の基準が変わることはありません。

(問76) 事業年度終了後の報告のほかに、認定NPO法人等が所轄庁に提出しなければならない書類はありますか。

(答) 認定NPO法人等は、助成金の支給を行ったときには、所轄庁の条例で定めるところにより、支給後遅滞なく、助成金の実績を記載した書類を作成し、所轄庁に提出しなければなりません(法55②、62)。

(問77) 認定NPO法人等が寄附者に対して発行する領収書には、形式の定めはありますか。

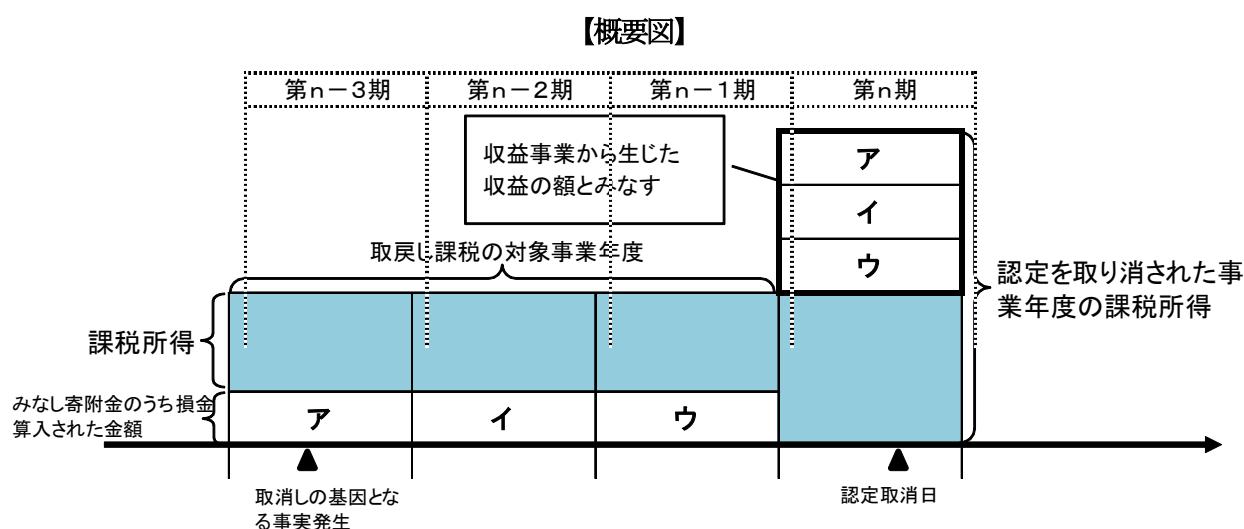
(答) 認定NPO法人等が発行する領収書は、特に形式は問いませんが、租税特別措置法施行規則上、「…認定特定非営利活動法人等の行う租税特別措置法第66条11の2第2項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨の当該認定特定非営利活動法人等が証する書類」とされていることから、認定NPO法人等の名称、所在地、所轄庁からの認定等通知書に記載された番号、認定年月日、受領した寄附金の額及び受領年月日並びにどのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのかに記載されている必要があります。また、認定NPO法人等寄附金控除(税額控除)の適用を受けるためには、領収書に寄附者の氏名と住所も記載する必要があります(措規19の10の4、22の12)。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなりますが、その場合の記載事項については、住所地の市区町村にお問い合わせください。

(問78) 認定が取り消された場合の取戻し課税とはどのような制度でしょうか。

(答) 認定NPO法人の認定が取り消された場合に、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額^(注)のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額を、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業から生じた収益の額とみなし、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する制度をいいます(措法66の11の2③～⑤)。

(注) みなし寄附金の額とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動事業に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます。



(問79) 認定NPO法人等に寄附をした場合に税制上の優遇措置を受けるためには、どのような手続が必要ですか。

(答) 寄附金を支出した者等の所得税、法人税、相続税及び個人住民税の確定申告等において、次の手続を行う必要があります。

イ 所得税(所得控除又は税額控除)

寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その特定寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます)、②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令262①、所規47の2③)。

税額控除の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②の書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法41の18の2③、措規19の10の4)。

ロ 所得税(みなし譲渡所得)

寄附者は、認定NPO法人等に現物資産を寄附した後、みなし譲渡所得税の非課税承認申請書に、認定NPO法人等から交付された基金証明書の写真等を添付し、寄附者の所轄税務署を経由し国税庁長官に対して、当該寄附資産について、非課税承認の申請を行います(措法40)。

詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現

物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手引き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『租税特別措置法第40条の規定による承認申請書』の記載のしかた」等をご参照ください。

ハ 法人税

寄附金の支出をした日を含む事業年度の確定申告書に特別損金算入限度超過額の計算上、寄附金の額の合計額に算入されない金額（特定公益増進法人又は認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額のうち特別損金算入限度額を超える金額をいいます）を記載し、その寄附金の明細を添付しなければなりません。また、認定NPO法人等が発行するその寄附金が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨等を記載した証明書を保存しておく必要があります（法人法37⑨、措規22の12③9）。

ニ 相続税

相続税の申告書に特例措置の適用を受けようとする旨等を記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人（特例認定NPO法人は対象となりません）が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります（措法70⑤⑩、措規23の5）。

ホ 個人住民税

個人が条例により指定された認定NPO法人等に対する寄附金を支出した場合は、所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます（所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です）。ただし、控除対象となるかどうかは自治体によって異なりますので、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。個人住民税控除の適用が受けられる時は、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行うこととなります（この場合、所得税の控除は受けられません）。

（注） 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります。

（問80） 認定又は特例認定の取消しを受けたNPO法人は、二度と認定を受けることはできないのでしょうか。

（答） 認定等の取消しを受けた場合は欠格事由に該当することとなりますが、認定等の取消しの日から5年を経過した法人は認定の申請を行うことができます（法47二）。

なお、認定等を受けたことがある法人は特例認定を受けることができないため、再度特例認定の申請を行うことはできません（法59三）。

（問81） どのような場合に認定、特例認定は取り消されますか。

（答） ① 次の場合には、認定又は特例認定が取り消されることとなります（法67①）。

イ 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき

ロ 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新又は合併の認定を受けたとき

ハ 正当な理由がなく、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令に従わないとき

ニ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

② 次の場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法67②）。

イ 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる認定基準等に適合しなくなったとき

- ロ 法第29条の事業報告書等の提出、法第52条第4項又は第54条第4項の閲覧の規定を遵守していないとき
- ハ 上記②イ及びロに掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

(問82) 認定基準等に適合しなくなった場合や、認定法人等としての義務違反があった場合、勧告・命令を経ずに取消しが行われることはありますか。

(答) 認定の基準等に適合しなくなった場合や事業報告書等を所轄庁に提出していないなどの義務違反があった場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

通常、認定基準等を回復することが十分に期待される場合や、義務違反行為を発生させるに至ったものの、再発防止策や法令遵守体制の整備が十分に講じられ、今後の是正が十分期待しうるような場合には勧告、命令等が措置され事後の適正な発展を期することとなりますが、認定NPO法人等の行為等が著しく悪質である等の場合には勧告、命令等の段階的な処分を前置することなく認定等を取り消されることがあります。

(問83) 事業年度の途中で役員の親族割合基準を満たさなくなった場合、直ちに認定取消しとなるのでしょうか。

(答) 役員の親族割合基準を満たさない場合には、所轄庁は認定等を取り消すことができるとされています(法67②)。

なお、何らかの理由で理事が欠けた場合に、結果として親族割合が変動してしまう場合などが考えられ、そのような場合には法人の努力や所轄庁の指導監督で改善が期待されることが少なくないことから、事態の度合いに応じて所轄庁が取消しの必要性を判断することとなります。

5. 法人の合併・解散について

(問84) 合併の認証申請の際にはどのような書類を所轄庁に提出する必要がありますか。

(答) 新設合併に際して、所轄庁に提出する書類は次のとおりです。

- ① 合併認証申請書
- ② 社員総会の議事録の謄本
- ③ 定款
- ④ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
- ⑤ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面
- ⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
- ⑧ 宗教活動・政治活動の制限等(法2②二)及び暴力団の統制下でないこと等(法12①三)に該当する旨の確認書
- ⑨ 合併趣旨書
- ⑩ 合併の初年(度)及び翌年(度)の事業計画書
- ⑪ 合併の初年(度)及び翌年(度)の活動予算書

(問85) 法第35条第1項の規定により作成する財産目録は、合併前の各法人が作成するのですか。また、どちらの事務所に備え置くのですか。その財産目録は、申請時に提出する財産目録と異なるのですか。

(答) 貸借対照表及び財産目録は、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅するNPO法人(合併によ

ってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人）が作成することが必要です。これは、債権者の保護のためには、合併前の各法人の資産の状況を明確にしておくことが必要だからです。

また、作成された貸借対照表及び財産目録については、合併するそれぞれの法人の事務所に備え置くこととなります。

（問86） 合併の際の公告はインターネットによる方法が認められますか。

（答） 電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成16年法律第87号）が平成17年2月1日から施行され、これまで官報か時事に関する日刊新聞紙に限定されていた公告方法に加え、インターネットを利用して公告を行うことが可能となりました。このため、電子公告の方法をもって公告を行う旨を定款に定めておけば、インターネットのみによる公告も認められます。

なお、公告方法が電子公告である場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法（官報または日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができます。

（問87） 合併の登記は、いつまでに行う必要がありますか。また、登記を行わなかった場合はどうなりますか。

（答） 組登令第8条の規定により、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から主たる事務所の所在地において2週間以内に以下の登記を行うこととなります。

- ① 合併により消滅した法人については、主たる事務所の所在地で解散の登記
- ② 合併後存続する法人については、主たる事務所の所在地で変更の登記
- ③ 合併により設立する法人については、主たる事務所の所在地で設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。

（問88） 認定NPO法人等の合併認定等の基準適合は、どのように判定するのですか。

（答） 合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人が合併の認定を受けようとする場合は、その所轄庁に認定の申請を行う必要があります。当該法人について、①合併後の期間については、合併後のNPO法人、②合併前については、次表の判定方法によって、基準の適合を判定します

認定基準		合併前の判定方法
パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
基準（四号基準） 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準（五号基準） 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く。）	各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人）（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準 (八号基準) は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から1年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人 (合併後存続したNPO法人の場合は、合併前法人及び合併消滅法人) のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

資料等

特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月 25 日法律第 7 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、そ

の事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 特定添付書類に記載された事項

3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

（定款）

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

（意見聴取等）

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請

があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人与理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める

もの

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四条 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであ

るときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成

し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた

場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
 - 二 定款で定めた解散事由の発生
 - 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 四 社員の欠亡
 - 五 合併
 - 六 破産手続開始の決定
 - 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。
- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下るこ

とができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない

ない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日

から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同

項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

（意見聴取）

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

（所轄庁への意見）

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員につ

いて第二十条第四号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号) 別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(次項において「国の補助金等」という。)、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額(第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。)から一者当たり基準限度超過額(同一の者からの寄附金の額のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。)その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者(当該事業年度における同一の者からの寄附金(寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。))の額の総額(当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額)が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。)の数(当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数)の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の二第一項第四号(同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号(同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの(その条例を制定した道府県(都を含む。)又は市町村(特別区を含む。)の区域内に事務所を有するものに限る。)であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者(当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。)

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者(前号ハに掲げる基準に適合する場合にあつては、(4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)

- (1) 会員等
 - (2) 特定の団体の構成員
 - (3) 特定の職域に属する者
 - (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除

いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反

したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることにする罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等

二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し

三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。

4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定

は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があつたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧

させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。

4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。

5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。

5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。

6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又

は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
- 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視総監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務

の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録するこ

とにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合においては、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条に

において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

3 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間に行われた第十条第一項の認証の申請についての第十二条第二項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「この法律の施行後十月以内」とする。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年一月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成十二年六月七日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年一月二日法律第一三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成一四年七月三日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月六日法律第一三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則 （平成一四年一二月一三日法律第一五二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一四年一二月一八日法律第一七三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業（この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第五条第一項に規定する収益事業を除く。）を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。）については、新法第十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日（同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日）」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日（同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日）までの期間」とする。

附 則 （平成一五年四月九日法律第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月二日法律第七六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年一二月三日法律第一五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第二百十一条 この法律の施行前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二百十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百二十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三十一日法律第九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年四月三〇日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 略

五 次に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）

イ 略

ロ 第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定（「内国法人である」を削る部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定（同項中「、公益法人等」の下に「（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部分に限る。）、同条第五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第四百四十三条の改正規定、同法第五百十条第二項の改正規定（「である公益法人等又は人格のない社団等」を「（人格のない社団等に限る。）」に改める部分に限る。）、同法別表第一の改正規定（同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加える部分を除く。）、同法別表第二の改正規定（同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のように加える部分（医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社

会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)の項に係る部分に限る。)及び同表農業協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)の項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削る部分を除く。)及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十一条、第十五条及び第二十一条の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに附則第九十七条、第百四条、第百五条、第百七条、第百八条及び第百十一条の規定

(罰則に関する経過措置)

第百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

（仮認定に関する経過措置）

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年八月一日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二五年十一月二七日法律第八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年六月七日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十

条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において

準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

（処分等の効力）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （令和元年五月三十一日法律第一六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和元年六月一四日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第百二条、第百七条（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第

百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和二年一二月九日法律第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、

新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（情報通信技術の利用のための措置）

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十八 消費者の保護を図る活動

十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

組合等登記令（昭和三十九年三月二十三日政令第二十九号）（抄）

最終改正：令和六年政令第二百九号

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の

所在地において、その登記をしなければならない。

(代理人の登記)

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があったことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなつた事項を登記し、登記を要しないこととなつた事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄

する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

- 2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。
- 3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

- 2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する

書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書
- 二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

(分割による設立の登記の申請)

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(移行等の登記の申請)

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の申請)

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

（特則）

第二十六条 （略）

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】 商業登記法（組合等登記令第二十五条関係）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

○茨城県特定非営利活動促進法施行条例

平成10年9月28日
茨城県条例第35号

茨城県特定非営利活動促進法施行条例を公布する。

茨城県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24条例9・一部改正)

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の規定による認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) 定款に記載された目的

2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第2号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第2項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものとする。

5 法第10条第1項に規定する書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(平15条例17・平24条例9・一部改正)

(縦覧期間中の補正)

第3条 法第10条第4項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。

2 法第10条第4項の規定による補正は、次に掲げる事項を記載した補正書に補正した申請書又は法第10条第1項に規定する書類を添付して知事に提出してするものとする。

- (1) 補正の内容
- (2) 補正の理由

3 第2条第5項の規定は、前項の補正書に添付する書類について準用する。

(平24条例9・追加、令3条例8・一部改正)

(社員総会の議事録)

第4条 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容としなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(平24条例9・追加)

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(平15条例17・追加、平20条例31・旧第2条の2繰下・一部改正、平24条例9・旧第2条の3繰下)

(定款の変更の認証申請)

第6条 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

- (1) 変更の内容
 - (2) 変更の理由
- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。
- 3 第3条の規定は、法第25条第4項の規定により提出された申請書及び当該申請書に添付された書類について準用する。

(平15条例17・一部改正、平24条例9・旧第3条繰下・一部改正)

(定款の変更の届出)

第7条 法第25条第6項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出してするものとする。

- (1) 変更の内容
- (2) 変更の理由

(平24条例9・旧第4条繰下・一部改正)

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

2 法第29条の規定により提出する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(平15条例17・一部改正, 平24条例9・旧第5条繰下・一部改正)

第9条 前条第2項に定める場合を除くほか、法第30条の閲覧及び謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ1通提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
(1) 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号及び第2号イの書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下この表において同じ。)の登記に関する書類の写し並びに法第14条又は第35条第1項の財産目録	法第13条第2項の規定による届出書の提出時に併せて
(2) 役員の変更の届出をした場合	当該変更の届出に係る変更後の役員名簿	法第23条第1項の規定による届出書の提出時に併せて
(3) 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款及び登記に関する書類の写し(登記を要する定款の変更の場合に限る。)	定款の変更の認証を受けた後(登記を要する定款の変更の場合にあっては、定款の変更に係る登記をした後)、遅滞なく
(4) 定款の変更の届出をした場合	当該変更の届出に係る変更後の定款及び登記に関する書類の写し(登記を要する定款の変更の場合に限る。)	法第25条第6項の規定による届出書の提出時に併せて(登記を要する定款の変更の場合にあっては、定款の変更に係る登記をした後、遅滞なく)

(平15条例17・平20条例31・一部改正, 平24条例9・旧第6条繰下・一部改正)

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第10条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

(平24条例9・旧第7条繰下・一部改正)

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第11条 法第31条第2項の規定による解散の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

(1) 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

(2) 残余財産の処分方法

(平24条例9・旧第8条繰下)

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して知事に提出してするものとする。

(1) 解散の理由

(2) 残余財産の処分方法

2 法第31条の8の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に新たに就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して知事に提出してするものとする。

(1) 清算人の氏名及び住所又は居所

(2) 清算人が就職した年月日

(平15条例17・平17条例51・平18条例41・平20条例31・一部改正, 平24条例9・旧第9条繰下)

(残余財産の譲渡の認証申請)

第13条 清算人は、法第32条第2項の規定による認証を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

(1) 譲渡すべき残余財産

(2) 残余財産の譲渡を受ける者

(平24条例9・旧第10条繰下)

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を知事に提出してするものとする。

(平17条例51・平18条例41・平20条例31・一部改正, 平24条例9・旧第11条繰下)

(合併の認証申請)

第15条 法第34条第3項の規定による合併の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

(1) 合併後の特定非営利活動法人の名称

(2) 合併後の特定非営利活動法人の代表者の氏名

(3) 合併後の特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

(4) 合併後の特定非営利活動法人のその他の事務所の所在地

(5) 合併後の特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

3 第3条の規定は、法第34条第4項の規定により提出された申請書及び当該申請書に添付された書類について準用する。

(平24条例9・旧第12条繰下・一部改正)

(合併の場合の貸借対照表等の作成及び備置き)

第16条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(平24条例9・旧第13条繰下・一部改正)

(認定申請)

第17条 法第44条第1項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

- (1) 設立年月日
- (2) 現に行っている事業の概要
- (3) その他参考となるべき事項

(平24条例9・追加)

(認定の有効期間の更新申請)

第18条 法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

- (1) 認定の有効期間
- (2) 更新申請期間
- (3) 現に行っている事業の概要
- (4) その他参考となるべき事項

(平24条例9・追加)

(認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出等)

第19条 認定特定非営利活動法人についての第5条及び第7条の規定の適用については、第5条中「法第23条第2項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用される法第23条第2項」と、第7条中「法第25条第6項」とあるのは「法第52条第1項の規定により読み替えて適用される法第25条第6項」とする。

2 第6条第1項の規定は、法第52条第2項の規定による提出について準用する。

(平24条例9・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第20条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

- 2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、助成金の支給後遅滞なく行うものとする。
- 3 法第55条第1項又は第2項の規定により知事が所轄する認定特定非営利活動法人が提出する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(平24条例9・追加, 平29条例12・一部改正)

第21条 前条第3項(第24条において準用する場合を含む。)に定める場合を除くほか、法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の閲覧及び謄写の用に供するため、知事が所轄する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の左欄に掲げる場合に、同表の中欄に掲げる書類を、同表の右欄に掲げる時期においてそれぞれ1通提出するものとする。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
法第44条第1項の認定、同項の認定の有効期間の更新、特例認定、認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人との合併の認定又は特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人であるものを除く。)との合併の認定(以下この表において「認定等」と総称する。)を受けた場合	当該認定等に係る法第44条第2項第2号及び第3号(法第51条第5項、第58条第2項(法第63条第5項において準用する場合を含む。)及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の書類	認定等を受けた後、遅滞なく

(平24条例9・追加，平29条例12・一部改正)

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第22条 第10条の規定は、法第56条の規定による閲覧及び謄写について準用する。

(平24条例9・追加)

(特例認定申請)

第23条 第17条の規定は、法第58条第1項の規定による特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。

(平24条例9・追加，平29条例12・一部改正)

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第24条 第19条、第20条及び第22条の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(平24条例9・追加，平29条例12・一部改正)

(合併の認定申請)

第25条 法第63条第1項又は第2項の規定による合併の認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出してするものとする。

(1) 認定又は特例認定年月日

- (2) 認定又は特例認定の有効期間
 - (3) 現に行っている事業の概要
 - (4) その他参考となるべき事項
- (平24条例9・追加, 平29条例12・一部改正)

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、法の規定を施行するために必要な事項は、規則で定める。

(平24条例9・旧第15条繰下・一部改正)

付 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

付 則(平成15年条例第17号)

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年条例第41号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年条例第31号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第9号)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中茨城県特定非営利活動促進法施行条例第2条の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成29年条例第12号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和3年条例第8号)

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

○茨城県特定非営利活動促進法施行規則（平成 10 年茨城県規則第 58 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、茨城県特定非営利活動促進法施行条例（平成 10 年茨城県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 26 条の規定に基づき、条例に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の規定を施行するために必要な事項を定めるものとする。

（設立認証申請書）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の申請書は、設立認証申請書（様式第 1 号）によるものとする。

（補正書）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項（条例第 6 条第 3 項及び第 15 条第 3 項において準用する場合を含む。）の補正書は、補正書（様式第 2 号）によるものとする。

（設立登記の完了の届出）

第 4 条 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、設立登記完了届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

第 5 条 削除

（役員の変更等の届出）

第 6 条 法第 23 条第 1 項（法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出又は法第 53 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、役員の変更等届出書（様式第 5 号）により行うものとする。

（定款変更認証申請書）

第 7 条 条例第 6 条第 1 項の申請書は、定款変更認証申請書（様式第 6 号）によるものとする。

（定款変更届出書）

第 8 条 条例第 7 条（条例第 19 条第 1 項（条例第 24 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の届出書は、定款変更届出書（様式第 7 号）によるものとする。

（定款変更登記の完了に係る提出）

第 9 条 法第 25 条第 7 項（法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出は、定款変更登記の完了提出書（様式第 8 号）により行うものとする。

（事業報告書等の提出）

第 10 条 法第 29 条（法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による提出は、事業報告書等提出書（様式第 9 号）により行うものとする。

（解散認定申請書）

第 11 条 条例第 11 条の申請書は、解散認定申請書（様式第 10 号）によるものとする。

(解散届出書)

第12条 条例第12条第1項の届出書は、解散届出書(様式第11号)によるものとする。

(清算人就任届出書)

第13条 条例第12条第2項の届出書は、清算人就任届出書(様式第12号)によるものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第14条 条例第13条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(様式第13号)によるものとする。

(清算終了届出書)

第15条 条例第14条の届出書は、清算終了届出書(様式第14号)によるものとする。

(合併認証申請書)

第16条 条例第15条第1項の申請書は、合併認証申請書(様式第15号)によるものとする。

(合併登記の完了の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による届出は、合併登記完了届出書(様式第16号)によるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書は、様式第17号によるものとする。

(認定を受けるための申請書)

第19条 条例第17条の申請書は、認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書(様式第18号)によるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請書)

第20条 条例第18条の申請書は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書(様式第19号)によるものとする。

(定款変更の認証を受けた場合の提出)

第21条 条例第19条第2項(条例第24条において準用する場合を含む。)において準用する条例第6条第1項の申請書は、認定(特例認定)特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書(様式第20号)によるものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第22条 条例第20条第1項(条例第24条において準用する場合を含む。)の提出は、認定(特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書(様式第21号)により行うものとする。

(助成金支給書類等の提出)

第23条 条例第20条第2項(条例第24条において準用する場合を含む。)の提出は、認定(特例認定)特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書(様式第22号)により行うものとする。

(特例認定を受けるための申請書)

第24条 条例第23条において準用する条例第17条の申請書は、特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書(様式第23号)によるものとする。

(合併の認定を受けるための申請書)

第 25 条 条例第 25 条の申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は第 2 項の合併の認定を受けるための申請書（様式第 24 号）によるものとする。

付 則

この規則は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年規則第 57 号)

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年規則第 116 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 18 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 20 年規則第 75 号)抄

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年規則第 22 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年規則第 17 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 3 年規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条)

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

茨城県知事 殿

申請者

住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- 2 申請書には次の書類を添付すること。
 - (1) 定款 2部
 - (2) 役員に係る次の書類
 - ア 役員名簿 2部
 - イ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
 - ウ 各役員の住所又は居所を証する書面 1部
 - (3) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 1部
 - (4) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
 - (5) 設立趣旨書 2部
 - (6) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
 - (7) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 2部
 - (8) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 2部

年 月 日

補正書

茨城県知事 殿

住 所

（申請中の）法人の名称

申請者又は代表者氏名

電話番号

年 月 日に申請した（補正する書類の種類）について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、別添のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

2 補正の理由

（備考）

- 1 「1 補正の内容」には、変更しようとする箇所について新旧対照表を記載すること。
- 2 次の書類において補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿
 - (3) 設立趣旨書
 - (4) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

様式第 3 号(第 4 条)

設立登記完了届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 13 条第 2 項の規定により、届け出ます。

(備考)

設立の登記をしたことを証する登記事項証明書 1 部及びその写し 1 部並びに財産目録 2 部を添付すること。

様式第4号(第5条) 削除

様式第5号(第6条)

役員の変更等届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事項	役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所

(備考)

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

定款変更認証申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

(備考)

- 1 「1 変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1 部、変更後の定款 2 部並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。) 2 部を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2 に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿 2 部
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
 - (3) 直近の法第28条第 1 項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第 1 項第 7 号の事業計画書、同項第 8 号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第 5 項において準用する法第10条第 1 項第 7 号の事業計画書、法第34条第 5 項において準用する法第10条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第35条第 1 項の財産目録) 2 部

4 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を添付すること。

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄付者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨の説明をする書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨の説明をする書類の写し並びに同項第3号に規定する寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する次の書類の写し

ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項及び次に掲げる事項を記載した書類

(ア) 収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項

(イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ロ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

b 役員等との取引

(ハ) 寄付者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄付金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日

(ニ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(ホ) 支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日

(ヘ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

ウ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

- (4) 変更前の所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

定款変更届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- 1 「1 変更の内容」には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前との記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 2 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

様式第8号（第9条）

定款変更登記の完了提出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

（備考）

- 1 この提出書には、登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、写しの添付を要しない）。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

事業報告書等提出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

名 称

代表者氏名

電話番号

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書 2部
- 2 前事業年度の活動計算書 2部
- 3 前事業年度の貸借対照表 2部
- 4 前事業年度の財産目録 2部
- 5 前事業年度の年間役員名簿 2部
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面 2部

（備考）

- 1 法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、1から6までの書類の提出は各1部とする。
- 2 法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により他の都道府県知事が所轄する法人が提出する場合は、「住所」欄に茨城県内における事務所の所在地を併記すること。
- 3 「5 前事業年度の年間役員名簿」は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿とすること。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

解散認定申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第 2 項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解散届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項（第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号）に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 括弧内は、次の解散事由の区分に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 定款で定めた解散事由の発生
 - (4) 社員の欠亡
 - (6) 破算手続開始の決定
- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人就任届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名又は住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

(備考)

当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第 13 号(第 14 条)

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第 14 号(第 15 条)

清算終了届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

(特定非営利活動法人の名称)の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

(備考)

清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合併認証申請書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

住 所
名 称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、申請します。

記

1 $\left[\begin{array}{l} \text{合併後存続する} \\ \text{合併によって設立する} \end{array} \right]$ 特定非営利活動法人の名称

- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

(備考)

- 1 括弧内は、合併の態様に応じていずれかを○で囲むこと。
- 2 「3 主たる事務所の所在地」及び「4 その他の事務所の所在地」には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1 部
 - (2) 定款 2 部
 - (3) 役員に係る次の書類
 - ア 役員名簿 2 部
 - イ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1 部
 - ウ 各役員の住所又は居所を証する書面 1 部
 - (4) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 1 部
 - (5) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1 部
 - (6) 合併趣旨書 2 部
 - (7) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 2 部
 - (8) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書 2 部

合併登記完了届出書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

名称

代表者氏名

電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

(備考)

この届出書には、登記事項証明書 1 部及びその写し 1 部並びに財産目録 2 部を添付すること。

様式第17号（第18条）

（第1面）

第 号 所属 職氏名 生年月日 特定非営利活動促進法第41条 第3項（同法第64条第7項に おいて準用する場合を含む。） の規定による職員の証 年 月 日 茨城県知事 知事印	写真 知事印	2.3cm
2cm		5.4cm
8.5cm		

（第2面）

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項又は第64条第1項の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職務を行う者である。

特定非営利活動促進法（抜粋）
（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(第3面)

(報告及び検査)

- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

(第4面)

- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

様式第18号（第19条）

（表）

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日 茨城県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	（ふりがな） 申請者の名称		
	（ふりがな） 代表者の氏名		
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	事業年度	月 日 ～ 月 日	
	過去の認定の有無 （過去の認定の有効期間） （過去に認定した所轄庁）	（有 ・ 無） 〔 自 年 月 日 至 年 月 日 〕 （ ）	☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準
	過去の仮認定の有無 （特例認定を受けた日） （過去に特例認定した所轄庁）	（有 ・ 無） （ 年 月 日 ） （ ）	
	認定取消の有無 （取消日） （取り消した所轄庁）	（有 ・ 無） （ 年 月 日 ） （ ）	
	特例認定取消の有無 （取消日） （取り消した所轄庁）	（有 ・ 無） （ 年 月 日 ） （ ）	
	特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。		
（現に行っている事業の概要） 			
（その他の参考事項） 			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			

(裏)

(注意事項)

- 1 申請書は、申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ提出することができません。また、過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ申請書を提出することができません。
- 2 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人については、再度、特例認定を受けることができません。
- 3 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間が実績判定期間となります。
- 4 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 5 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。
- 6 申請書には次の書類を添付してください。
 - (1) 寄付者名簿
 - (2) 認定の基準に適合する旨を説明する書類
 - ア パブリックサポートテスト基準(法第45条第1項第1号イ、ロ又はハ)のいずれかに適合することを説明する書類
 - イ 事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合が50パーセント未満であることを説明する書類
 - ウ 運営組織及び経理が基準に適合することを説明する書類
 - エ 事業活動の内容が基準に適合することを説明する書類
 - オ 情報公開に関する基準に適合することを説明する書類
 - カ 事業報告書等の提出に関する基準に適合することを説明する書類
 - キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないことを説明する書類
 - ク 設立後の経過期間に関する基準に適合することを説明する書類
 - (3) 法第47条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (4) 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（表）

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 茨城県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	（ふりがな） 申請者の名称		
	（ふりがな） 代表者の氏名		
	認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	本申請において適用する パブリックサポートテスト基準
	認定の有効期間 の満了日の6月 前の日	年 月 日	☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準
	認定の有効期間 の満了日の3月 前の日	年 月 日	
	事業年度	月 日 ～ 月 日	
特定非営利活動促進法第51条第2項の有効期間の更新を受けたいので、申請します。			
（現に行っている事業の概要） 			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			

(裏)

(注意事項)

- 1 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- 2 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 3 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 4 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。
- 5 申請書には次の書類を添付してください。ただし、既に茨城県に提出されている書類の内容に変更がないときは、添付を省略することができます。
 - (1) 認定の基準に適合する旨を説明する書類
 - ア パブリックサポートテスト基準（法第45条第1項第1号イ、ロ又はハ）のいずれかに適合することを説明する書類
 - イ 事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合が50パーセント未満であることを説明する書類
 - ウ 運営組織及び経理が基準（法第45条第1項第3号ロに係る部分を除く。）に適合することを説明する書類
 - エ 事業活動の内容が基準に適合することを説明する書類
 - オ 情報公開に関する基準に適合することを説明する書類
 - カ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないことを説明する書類
 - (2) 法第47条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

様式第20号（第21条）

認定（特例認定）特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 茨城県知事 殿	主たる事務所の 所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —
	従たる事務所の 所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —
	（ふりがな） 法 人 名	
	（ふりがな） 代表者の氏名	
	認定（仮認定）の 有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条の準用を含む。）の規定により提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の謄本 ・変更後の定款	☐ ☐

（注意事項）

- 1 定款変更の内容欄には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前との記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

様式第21号（第22条）

認定（特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	(ふりがな) 法 人 名		
	(ふりがな) 代表者の氏名		
	認定（特例認定）の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
茨城県知事 殿			

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度） 最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 （同法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
イ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 （ア） 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 （イ） 役員等との取引
ウ 寄付者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄付金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄付金の額及び受領年月日
エ 役員等に対する報酬又は給与の状況 （ア） 役員等に対する報酬又は給与の支給状況（（イ）に係る部分を除く。） （イ） 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
オ 支出した寄付金の額並びにその相手先及び支出年月日
カ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
(3) 同法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類
ア 運営組織及び経理が基準（同法第45条第1項第3号ロに係る部分を除く。）に適合することを説明する書類
イ 事業活動の内容が基準（同法第45条第1項第4号ハ及びニに係る部分を除く。）に適合することを説明する書類
ウ 情報公開に関する基準に適合することを説明する書類
エ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないことを説明する書類
オ 法第47条各号の欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

様式第22号（第23条：助成金）

認定（特例認定）特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	（ふりがな） 法 人 名		
	（ふりがな） 代表者の氏名		
	認定（特例認定）年月日	年 月 日	
茨城県知事 殿	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を次のとおり提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

（注意事項）

- この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

225

(注意事項)

- 1 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 2 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- 3 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は、特例認定申請書を提出することができません。
- 4 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- 5 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。
- 6 申請書には次の書類を添付してください。
 - (1) 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類
 - ア 事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合が50パーセント未満であることを説明する書類
 - イ 運営組織及び経理が基準に適合することを説明する書類
 - ウ 事業活動の内容が基準に適合することを説明する書類
 - エ 情報公開に関する基準に適合することを説明する書類
 - オ 事業報告書等の提出に関する基準に適合することを説明する書類
 - カ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないことを説明する書類
 - キ 設立後の経過期間に関する基準に適合することを説明する書類
 - (2) 法第47条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (3) 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（表）

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 茨城県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	(ふりがな) 申請者の名称		
	(ふりがな) 代表者の氏名		
	認定（特例認定）年月日	年 月 日	同法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	☐ 認定 ☐ 特例認定 の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準
	事業年度	月 日～ 月 日	☐ 同法第63条第2項申請
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので、申請します。			
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併により設立する法人名 (代表者名)	〒 電話（ ） — FAX（ ） —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	〒 電話（ ） — FAX（ ） —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	〒 電話（ ） — FAX（ ） —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外

(注意事項)

- 1 この申請書は、法第63条第3項の規定により、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の適用を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- 2 申請本文の

第1項
第2項

 は、該当するものを○で囲みます。
- 3 区分欄は、その法人が該当するものを○で囲みます。
- 4 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- 5 申請書には次の書類を添付してください。
 - (1) 寄付者名簿（法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人を除く。）
 - (2) 認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類
 - ア パブリックサポートテスト基準（法第45条第1項第1号イ、ロ又はハ）のいずれかに適合することを説明する書類（法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人を除く。）
 - イ 事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合が50パーセント未満であることを説明する書類
 - ウ 運営組織及び経理が基準に適合することを説明する書類
 - エ 事業活動の内容が基準に適合することを説明する書類
 - オ 情報公開に関する基準に適合することを説明する書類
 - カ 事業報告書等の提出に関する基準に適合することを説明する書類
 - キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないことを説明する書類
 - ク 設立後の経過期間に関する基準に適合することを説明する書類
 - (3) 法第47条各号の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - (4) 寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

茨城県における特定非営利活動促進法の運用方針について

平成21年1月20日制定
平成23年4月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室
令和4年12月1日一部改正
茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課

(趣旨)

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、「市民が行う自立的な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的としており、それまで法人格を持たない任意団体として活動していた市民活動団体にとっては、簡易かつ迅速な手続きで法人格を取得することができるようになった。

本県では、第2次茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦において、自助・共助・公助による持続可能な地域コミュニティの形成の促進を計画の主な取組のひとつに位置づけており、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の認証においても法人の自主性を尊重した認証業務を行うとともに、NPO法人の運営能力強化の支援や、NPO（NPO法人や法人格のない市民活動団体及びボランティア団体など）と多様な主体との連携・協働による地域課題解決に向けた活動の推進に取り組んでいるところである。

この結果、今日、NPO法人は福祉・社会教育・環境保全など、様々な分野において活発な活動を展開しており、行政・企業と並ぶ新たな公共のサービスの担い手として、期待されている。

しかし一方で、NPO法の趣旨や理念に反し、公益・非営利性に疑義を生じるような活動を行うNPO法人も見受けられる。一例として、非営利という言葉から来る好感の得やすさを利用し、行っている活動自体は公益性があるものの、活動を通じて役員が運営する企業の商品宣伝や業界団体の広報を行っているのではないかと疑われる事例について、市民からの情報提供がもたらされている。

また、設立認証申請にあたっては、公益・非営利性に根ざした認証基準を満たしているかどうかの判断が必ずしも容易でないものも少なくない。

このような状況の中で、法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼に悪影響を与えるばかりでなく、市民の生活にも悪影響を及ぼすおそれがあるため、所轄庁である県に対して対応を求める声が多く寄せられている。

このため本県では、NPO法人の健全な発展を促進することを目的に、内閣府が策定した「NPO法の運用方針」（平成15年3月25日策定。同年12月18日改定）を基本とし、かつ、これまでの運用実績や本県の運用の考え方を踏まえた「茨城県における特定非営利活動促進法の運用方針」を策定した。

具体的には、①法定要件のうち、「主たる目的性」及び「非営利性」への適合性について、必要不可欠な最低限の運用上の判断基準を明確化し、より一層透明性の確保を図るとともに、②NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図るため、NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請することを基本にした運用を認証及び監督の両段階において一貫して行うこととしている。

本県では、認証（設立・定款変更）及び監督において、この方針に基づきNPO法の運用を行うこととする。

1 「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

(1) 定款記載事項

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」(NPO法第2条第2項)とすること、「営利を目的としないものであること」(NPO法第2条第2項第1号)という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を明確にし、より一層の透明性を確保するため、以下を運用上の判断基準とする。

また、NPO法人は、設立後においても当然に認証基準を満たしている必要がある。ただし、NPO法第41条第1項に基づく報告徴収・立入検査(以下「報告徴収等」という。)の対象となり得る監督関係の運用上の判断基準については、一時的な要因や特殊事情から、認証基準を満たさない事業年度がやむなく生じる場合も考慮することとする。

<運用上の判断基準>

○認証基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

<説明>

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、第11条第1項に「目的」(同項第1号)、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」(同項第3号)、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」(同項第11号)等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

なお、定款に法別表に掲げる20の活動分野のうちいずれか1つ以上が明確に記載されており、定款、事業計画書、活動予算書に、特定非営利活動に係る事業に該当する事業であることや、目的と事業の関連性があることが、客観的に見てわかるよう明確に記載されていることが必要である。

また、定款、設立趣旨書、事業計画書記載の内容により、受益者の範囲が「不特定かつ多数である」ことが明確であることが必要である。

(2) 特定非営利活動に係る事業

<運用上の判断基準>

1. 認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

ただし、この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合は、この限りではないものとする。

2. 報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

ただし、この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合は、この限りではないものとする。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（その他の事業という。）」を行うことが認められている。しかし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※「この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合」とは、次に例示するような合理的な理由が存在する場合が考えられる。

- ・ 設立初年度等において、その期間の大半を準備期間に充てていたため、特定非営利活動に係る事業が実施できなかった場合 など

(3) その他の事業

1) 経営

<運用上の判断基準>

1. 認証基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

2. 報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設

等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業については、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

なお、「支障がない」と判断する基準については、事業計画書、活動予算書から、事業の内容、態様、人員や資金、収支の状況などを総合的に判断することとする。

2)収益

＜運用上の判断基準＞

1.認証基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

2.報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（法第5条第1項）とされている。したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4)管理運営

＜運用上の判断基準＞

1.認証基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

ただし、この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合は、この限りではないものとする。

2.報告徴収等の対象となり得る監督基準

管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度連続して3分の2以上である場合。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注…当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)等が挙げられる。

※「この基準を満たさない合理的な理由が明確な場合」とは、次に例示するような合理的な理由が存在する場合が考えられる。

- ・事業従事者が無償で事業に従事するため、事業費のうちの人件費を必要とせず、相対的に特定非営利活動に係る事業の管理費の割合が高くなっている場合 など

(5) 定款変更に係る認証事務の運用

定款変更に関する認証の申請においては、申請に係る変更箇所のみを確認し、それ以外の箇所の確認は行わないものとする。なお、この場合、仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされていたとしても、これに認証の効力が及ぶものではないので、申請に遺漏のないよう注意が必要である。

また、定款変更に係る認証申請は、その申請を1つの行為とするものであることから、その決定についても、認証か不認証かの1つの行為として行うこととなる。したがって、仮に複数箇所の定款変更認証申請があり、その一箇所のみが法定の要件に適合しないと認められる場合にも、定款変更内容の全てが不認証となる。

2 「市民への説明要請」の実施

(1) 基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民による信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望ましい。これにより、市民にとって、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるといった機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、近時、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関し、その活動

を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も散見される。このような場合、上述した環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、上述のように市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記（２）のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による説明の内容につき、基本的にすべて公開する。

ただし、緊急を要する場合は、「市民への説明要請」を行わず、法に定める報告徴収・立入検査、改善命令等の監督を実施することがある。

(2) 具体的な内容

1) 「市民への説明要請」を実施する場合

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。ただし、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられることから、次の場合に実施することとする。

① 認証（設立・定款変更）の段階における「市民への説明要請」の実施

認証段階では、市民からの情報提供等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合に実施することとする。

また、定款変更の認証に関し、法第25条第5項は、法第12条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証段階と同様に「市民への説明要請」を実施することとする。

② 監督の各段階における「市民への説明要請」の実施

監督段階では、報告徴収・立入検査（法第41条第1項）、改善命令（法第42条）の対象となり得る要件が認められた場合に限って「市民への説明要請」を実施することとする。

③ 事業報告書等が提出されなかった場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されなかった場合や、不完全な書類しか提出されなかった場合、「市民への説明要請」を実施できることとする。

また、設立の認証後、登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されなかった場合、「市民への説明要請」を実施できることとする。

2) 「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、概ね次の事項につき市民に対する説明を自主的に実施するとと

もに、実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付するよう文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁としては、取扱いに十分配慮する。

① 提供された情報内容等に関する事実関係

② 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項

③ 監督段階においては、報告徴収・立入検査、改善命令の対象とならないことを示す事項

④ 事業報告書等が提出されなかった場合等においては、提出しなかった理由及び今後の提出の予定等

3)「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがある。なお、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

(参考例)

- ・ 申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくことが望ましいと考えられる。）

4)監督における「市民への説明要請」の活用

監督を行う際にも、上述した市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を活用することとする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（法第41条第1項）。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、NPO法人が法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（法第42条）。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命じるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

3 事業報告書等未提出法人への対応

(1)基本的な考え方

NPO法第29条に基づき、NPO法人は毎年度終了ごとに事業報告書等を所轄庁へ提出することが義務付けられている。事業報告書等の提出による情報公開の義務付けはNPO法の大きな特徴であり、その趣旨を徹底するため、所轄庁は、3年以上にわたり提出を

行わない法人に対して設立の認証を取り消すことができる。

このようなことから、未提出法人に対し、茨城県では以下により対応することとする。

1) 督促について

- ① NPO法人がNPO法第 29 条に基づく事業報告書等を事業年度終了後 3 月を経過しても提出しない場合は、当該NPO法人に対し、文書により督促することとする。
- ② NPO法人が上記①の督促文書において指定された期限までに事業報告書等を提出しない場合は、当該NPO法人の役員に対して文書により督促することとする。

2) 過料事件の通知について

上記 1) の手続きを経てもNPO法人がNPO法第 29 条に基づく事業報告書等を提出しない場合、NPO法第 80 条第 1 項第 5 号に該当するものと思料されるものとして、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 119 条の管轄裁判所に過料事件通知書を送付することができることとする。

3) 認証取消しについて

上記 1) の手続きを経てもNPO法人が 3 年以上にわたりNPO法第 29 条に基づく事業報告書等を提出しない場合は、NPO法第 43 条第 1 項による設立の認証取消しを行うことができることとする。

◆NPOの設立申請，手続きなどのお問い合わせは◆

茨城県 多様性社会推進課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-2175 FAX：029-301-2190

URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/undo/npo-top.html>

メール：tasui3@pref.ibaraki.lg.jp